

建設経済の最新情報ファイル

**RICE** monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

## 研究所だより

No. 315

2015 5

### CONTENTS

視点・論点	.....	1
I. 建設企業の中長期的な技術力の確保に資する 入札契約方式の取り組み状況について	.....	2
II. 2014・2015年度の建設投資見通し	.....	20
III. 建設関連産業の動向 ー防水工事業ー	.....	29



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

## 2014・2015年度の建設投資見通しの三次改定

研究理事 深澤 典宏

当研究所では4月22日に2014・2015年度の建設投資見通しの4月推計（三次改定）を発表した。前回2月の推計以降の建設投資に関係する3月下旬までに入手可能であった最新のデータ・情報を基に作業した結果、2014年度の建設投資の総額は47兆1,200億円（前年度比▲3.3%）【2月推計と同じ】、2015年度は46兆2,300億円（前年度比▲1.9%）【2月推計より3,200億円減の下方修正】との見通しとなった。詳しくは本誌記事をご覧いただきたいが、改定した政府建設投資、住宅着工数、民間非住宅建設投資等について簡単に述べたい。

### 【経済の動き】

消費税率引上げから1年経過し、内閣府発表（3月）の2014年10-12月期の実質GDP成長率（二次速報）は年率1.5%増と、二期連続のマイナス成長の後の三期ぶりのプラスだが景気回復には力強さが欠けている。しかし、3月の月例経済報告では、「景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている」と基調判断が8ヶ月ぶりに上方修正され（4月も基調判断は据え置き）、漸く景気改善の兆しがみられるようになってきた。

### 【政府建設投資】

2014年度については、地方単独事業費について、総務省より公表された「地方財政の状況」で示された内容を踏まえ前年度比8.9%増（2月推計では「都道府県等の当初予算の動向を踏まえ、前年度比3.3%増」としていた）とした。それ以外の直轄・補助事業費等については2月推計から変更するものではなく、この結果、20兆500億円（前年度比▲2.7%）とし、2月推計より上方修正【2,800億円増】した。この結果、2013年度に引き続き20兆円を上回る水準となる見通しとなった。

2015年度については、2014年度の地方単独事業費を上方修正したことを受け、2015年度の地方単独事業費についても再度算定した結果（それ以外の直轄・補助事業費等については2月推計から変更なし）、18兆4,400億円（前年度比▲8.0%）となる見通しで、2月推計より上方修正【1,900億円増】した。これは2011年度（18.6兆円）の水準に近くなる見通しである。

### 【住宅着工数】

2014年4月～2015年2月の着工数は、前年同期比で持家が▲22.4%、貸家が▲3.8%、分譲が▲9.2%の減少となっている。しかし、先行指標であるメーカー受注速報をみると10月以降は回復し、前年同月比で持家が足元の3月で9.6%増（大手5社）、貸家は2014年10月～2015年3月まで10%を超える増加（大手3社）で好調を継続し、また分譲では、マンションの2014年10月～2015年2月の着工数が前年同期比で3.4%増と回復基調がある。

2014年度については、貸家の着工数は微減であるが、持家の消費増税による反動減と分譲マンションの建築費上昇等による着工減が大きく、2013年度に比べての減少は避けられないとの見通しは2月推計と同様とした。2月までの着工統計のデータを基に、住宅着

工数は87.9万戸（前年度比▲11.0%）とし、2月推計より下方修正【2月推計より0.5万戸減】した（なお、その後、国土交通省が4月30日に発表した2014年度の住宅着工数は88.0万戸であった）。

2015年度については、10月に予定されていた消費増税を想定した駆け込みと反動減の効果を解消するとともに、低迷していた住宅着工に見られる最近の底堅い動き及び省エネ住宅エコポイント等の住宅市場活性化策の効果を織り込んだ点は2月推計と同様とした。足元の1-2月の着工実績が2月推計の予測より弱い（特に持家と分譲戸建）ことを推計に反映し、住宅着工数は91.7万戸（前年度比4.4%増）とし、2月推計より下方修正【2月推計より1.1万戸減】した。

### 【民間非住宅建設投資】

民間非住宅建設投資は、2月推計と同様に2014・2015年度ともに緩やかな回復が継続すると予測している。現在の民間非住宅建築投資は、事務所は今後も底堅く推移し、倉庫は新たな物流拠点を新設する動きが続くとみている。しかし、店舗や工場は足元の着工床面積の動きが弱くなっている。一方、民間土木投資は堅調である。

2014年度は、2月までの建築着工統計調査のデータを基に、民間非住宅建築の着工床面積を2月推計より下方修正し、堅調な民間土木投資と併せて、民間非住宅建設投資全体で12兆7,100億円（前年度比2.7%増）とし、2月推計より下方修正【1,900億円減】した。

2015年度は、着工床面積を下方修正した店舗や消費者マインドは下げ止まりの兆しがみられ、今後の回復が期待され、同じく工場も円安基調の継続などによる国内回帰の動きがみられること等を踏まえ、今後やや持ち直すともみている。民間土木投資は前年度と同水準で推移するとみて、民間非住宅建設投資は12兆9,000億円（前年度比1.5%増）とし、2月推計より下方修正【2,500億円減】した。

### 【おわりに】

2015年度の公共事業予算については、建設業界からは消費増税が先送りされる厳しい財政状況の中、前年度と同水準の額が計上され、3年連続で増加したとして、今後の安定的確保への期待も込めて比較的好意的に受け止められている。また、2016年度以降の復興期間後期の5年間の東日本大震災からの復興支援の枠組みは、財政健全化計画との関係にも留意して、この夏までに策定される。

また、前年同月比で大幅な減少が続いていた住宅着工だが、2月で足元での減少幅が大幅に減少し、持家も先行指標である展示場への来場者数をみると回復の兆しがみられるとされている。設備投資についても、4月16日の経済財政諮問会議で民間議員から「景気回復への慎重な見方、海外展開から国内回帰への転換のタイムラグなどにより、投資意欲はあったが、期待される水準で設備投資が出てこなかった。これからは期待できるのでないか」といった議論があった。

こうした論点も踏まえ、7月末に2015・2016年度の建設投資見通しを発表する予定である。

## I. 建設企業の中長期的な技術力の確保に資する入札契約方式の 取り組み状況について

当研究所では64号レポートにて「担い手3法改正が入札契約制度に与える影響」と題し、改正品確法に定められた入札契約方式について、独自に実施したアンケート結果を基に考察を行った。今回は、紙面の関係上掲載し切れなかった「建設企業の中長期的な技術力の確保に資する入札契約方式」の取り組み状況について、アンケート結果を分析した。

### 1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正について

図表1に示したように改正の一つ目のポイントは「目的と基本理念の追加」である。目的について、これまでは「公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにする」に留まっていたが、新たに「現在及び将来の公共工事の品質確保」、「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進」が追加された。また、基本理念については「施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保」、「適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施」、「災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮」、「ダンピング受注の防止」、「下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善」、「技術者能力の資格による評価等による調査設計（点検・診断を含む）の品質確保」等が追加された。

二つ目のポイントは「発注者責務の明確化」である。そこでは「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定」、「不調、不落の場合等における見積り徴収」、「計画的な発注、適切な工期設定」、「発注者間の連携の推進」等、品質確保において発注者が果たすべき責任が明記されており、最新単価や実態を反映した予定価格の設定、歩切りの根絶、ダンピング受注の防止等が効果として想定されている。

三つめのポイントは「受注者の責務の明確化」である。改正前の品確法では「工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない」とされていたが、「受注者は、将来の公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者の労働条件その他の労働環境の改善、適正な額での下請契約の締結に努めること」と変更された。これまでは工事の品質、技術力の向上だけに焦点が当たっていたが、新たに技能労働者の育成、確保、労働環境の改善が努力義務として明記されたのである。

四つ目のポイントは「多様な入札契約制度の導入・活用」である。競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関して、発注者は、競争参加者の若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事体制の確保状況等を適切に審査又は評価するよう努めなければならない旨が追加され、多様な入札契約方法として段階的選抜方式、技術提案交渉方式、地域社会資本の維持管理に資する方式が規定された。

図表 1 公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	
<p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争</li> <li>○現場の担い手不足、若年入職者減少</li> <li>○発注者のマンパワー不足</li> <li>○地域の維持管理体制への懸念</li> <li>○受発注者の負担増大</li> </ul> <p>&lt;目的&gt;インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保</p>	<p>➢H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)</p> <p>➢H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)</p> <p>➢H26.6.4 公布・施行</p>
<p>☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加</p> <p>○目的に、以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在及び将来の公共工事の品質確保</li> <li>・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進</li> </ul> <p>○基本理念として、以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保</li> <li>・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施</li> <li>・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮</li> <li>・ダンピング受注の防止</li> <li>・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善</li> <li>・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等</li> </ul>	
<p>☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化</p> <p>各発注者が基本理念ののっとり発注を実施</p> <p>○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した  <b>予定価格の適正な設定</b></p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新単価や実態を反映した予定価格</li> <li>・歩切りの根絶</li> <li>・ダンピング受注の防止 等</li> </ul> <p>○不調、不落の場合等における見積り徴収</p> <p>○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定</p> <p>○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更</p> <p>○発注者間の連携の推進 等</p>	
<p>☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約</li> <li>○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減</li> <li>○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注</li> <li>○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価</li> </ul>	
<p>法改正の理念を現場で実現するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力</li> <li>○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定</li> </ul>	

(出典) 国土交通省「品確法・建設業法・入契法等の改正について」

## 2. 「多様な入札契約方式に関するアンケート調査」の結果について

### (1)アンケートの概要

当研究所では発注者向けに「多様な入札契約等に関するアンケート調査」、受注者向けには「建設企業の経営状況等に関する調査」を通して、「多様な入札・契約方式」についてアンケート調査を実施し、取組状況を調査した。発注者は47都道府県、政令指定都市、中核市等の合計120自治体、受注者は経営事項審査の完工高を基準に合計3,400社を選定した。発注者については送付先120自治体の内101自治体から回答を頂き、回答率は84%、受注者については送付先3,400社の内853社から回答を頂き、回答率は25%であった。

当研究所が2015年4月に発表した64号レポートでは改正品確法に定められた新たな入札契約方式として、「段階的選抜方式」、「技術提案交渉方式」、「地域における社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約方式、複数工事一括発注方式、共同受注方式)」について考察を行ったため、本稿では建設企業の中長期的な技術力の確保に資する入札契約方式の取り組み状況についてアンケート結果を分析した。

下記が今回のアンケート調査の対象とした入札契約方式である。

- ・若手技術者の活用を促進する方式
- ・建設機械の保有状況を評価する方式
- ・企業の災害対応体制を評価する方式
- ・下請企業や技能労働者を評価する方式

## (2)アンケート結果の分析

建設企業についてはアンケート結果を下記の通り、資本金別にクロス集計を行い、各設問の傾向を分析した。また、アンケート結果は地方自治体、建設企業を対比しながら分析を行った。

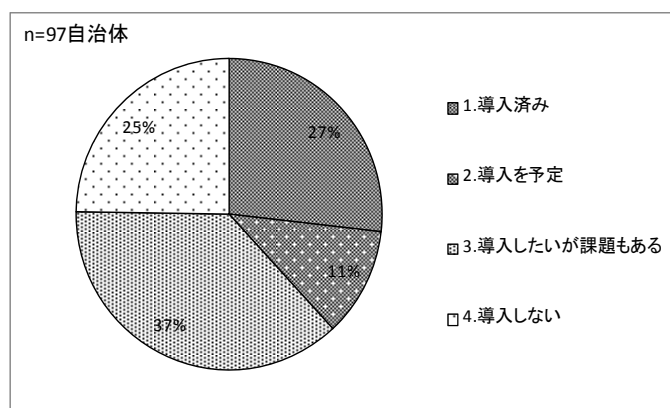
資本金別のクロス集計はアンケートの設問「資本金をご回答ください。」の回答をもとに、1,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上の会社に分けて行った。アンケートでは資本金について、5,000万円以上について細かく区切って質問しているが、回答者数が少ないため、1億円未満と1億円以上の2区分とし5,000万円未満とあわせ3階層に区分した。なお、資本金についての設問に無回答のものは集計から除いた。

## (3)アンケート結果

### ①若手技術者の活用を促進する方式

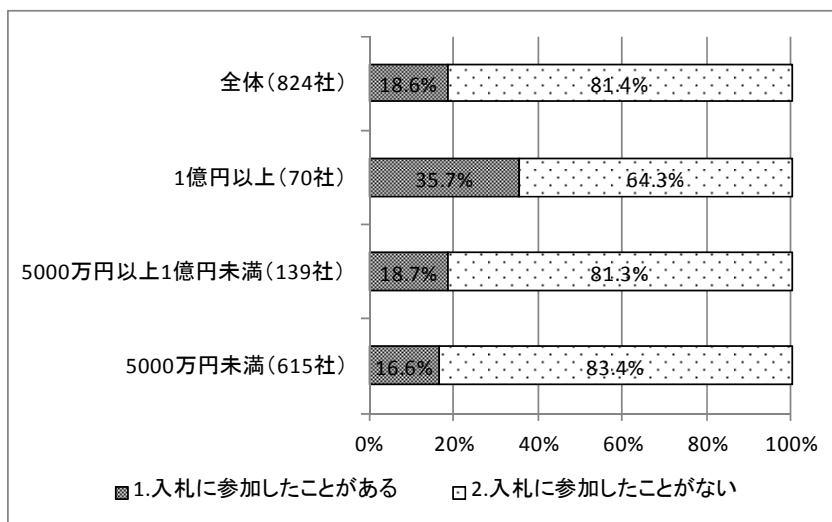
図表2は若手技術者の活用を促進する方式の地方自治体における導入状況を示したものである。「導入済み」、「導入を予定」もしくは「導入したいが課題もある」と肯定的な意見を持つ自治体は75%、「導入しない」が25%と多くの自治体がこの方式に肯定的な意見を持っている事が分かった。

図表2 導入状況（地方自治体）



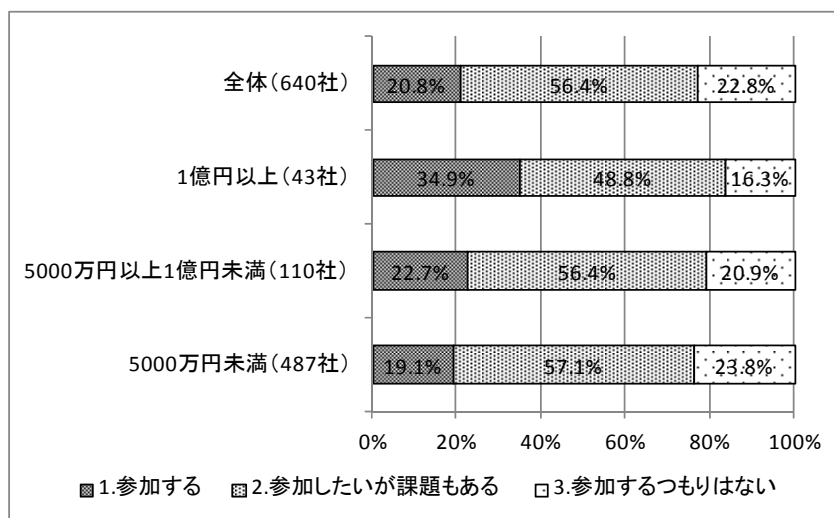
一方、図表3は建設企業の若手技術者の活用を促進する方式での入札参加状況を資本金別に示したものであるが、全体では18.6%の企業が参加した事があると回答しており、特に資本金1億円以上の企業では35.7%の企業が参加した事があると回答しており、他の階層に比べて割合が多い。

図表 3 参加状況（建設企業）



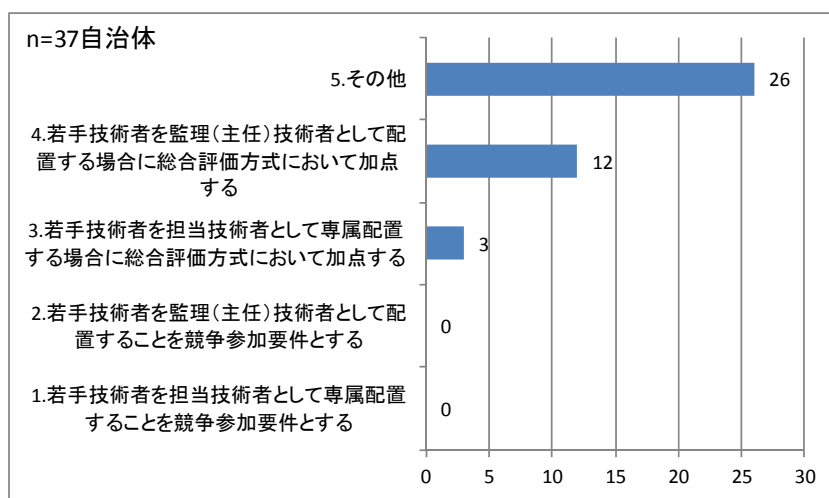
また、図表4は前問で「入札に参加したことがない」と回答した企業に今後の参加意向の有無を調査したものであるが、全体で見ると「参加する」、「参加したいが課題もある」と回答した企業の割合は77.2%となっており、約8割の企業が参加に意欲的な姿勢を示している。また、資本金が多くなるほど肯定的な意見が増える特徴がある。

図表 4 今後の参加意向の有無（建設企業）



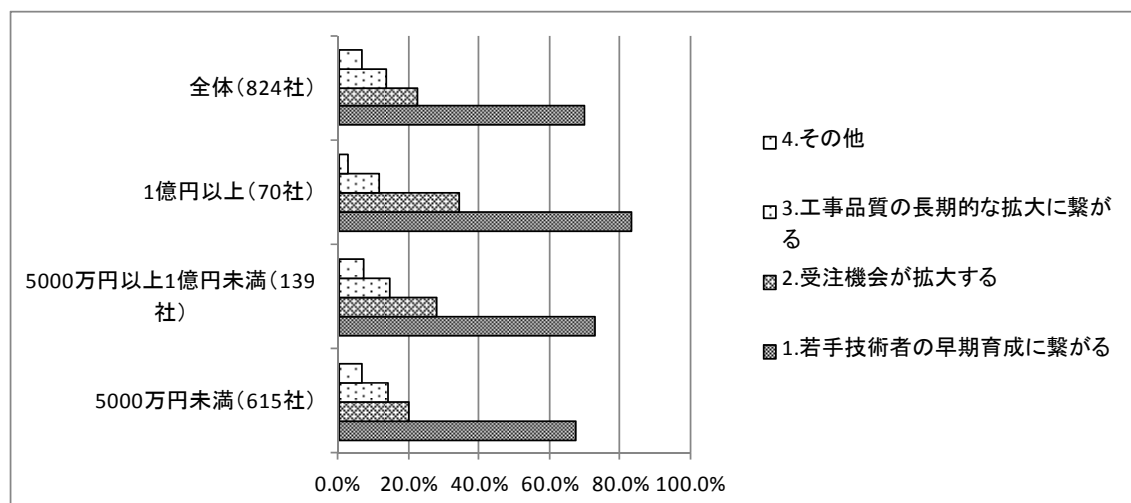
図表5は地方自治体に審査・評価の方法を調査したものであるが、その他を除くと、「若手技術者を監理（主任）技術者として配置する場合に総合評価方式において加点する」方式が最も多く採用されている事が分かる。その他の回答を類型化すると「専任補助者を配置した際に評価する」が8、「担当技術者としての経験の評価する」が5、「若手技術者の雇用実績で評価する」が4、「現場代理人としての経験、現場代理人としての配置を評価する」が3、「検討中等」が6となっており、様々な審査・評価方法が採用されている事が分かった。

図表 5 審査・評価の方法



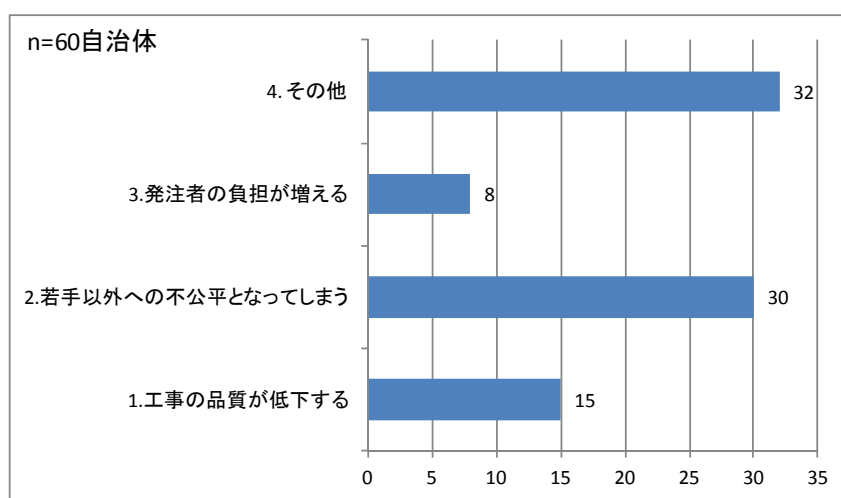
一方、図表6は建設企業に導入のメリットを調査したものであるが、全体では「若手技術者の早期育成に繋がる」点が一番大きなメリットとして認識されている事が分かる。

図表 6 導入のメリット（建設企業）



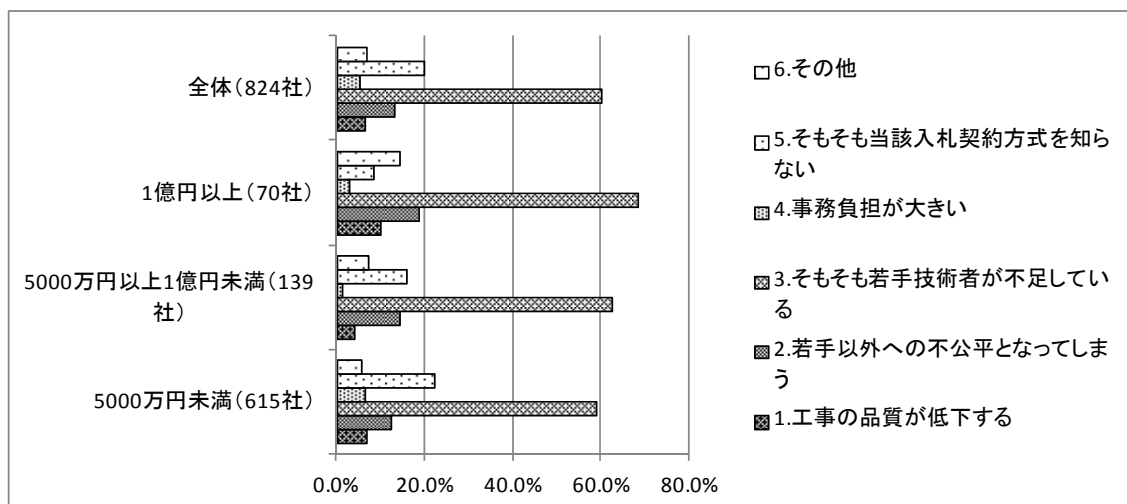
図表7は地方自治体に導入する上での課題・導入しない理由を調査したものであるが、その他を除くと「若手以外への不公平になってしまう」点が一番大きな課題として認識されていることが分かる。また、その他の回答としては「中小企業においては若手技術者が不足しており、格差が拡大する恐れがある」、「大手企業を中心に加点され、格差が広がる恐れがある」、「総合評価の評価項目とすることは、受注者の経済的負担が増加し、経営規模の大きい（毎年雇用できる）企業が有利になり、受注者の硬直化に繋がる恐れがある」、「若手の定義が不明確（年齢設定、入職年数等）」といった回答も見られた。

図表7 導入する上での課題・導入しない理由（地方自治体）



一方、図表8は建設企業に参加する上での課題・参加しない理由を調査したものであるが、全階層で「そもそも若手技術者が不足している」点が一番大きな課題として認識されている。また、「そもそも当該入札契約方式を知らない」という回答も2番目に多かった。

図表8 参加する上での課題・参加しない理由（建設企業）

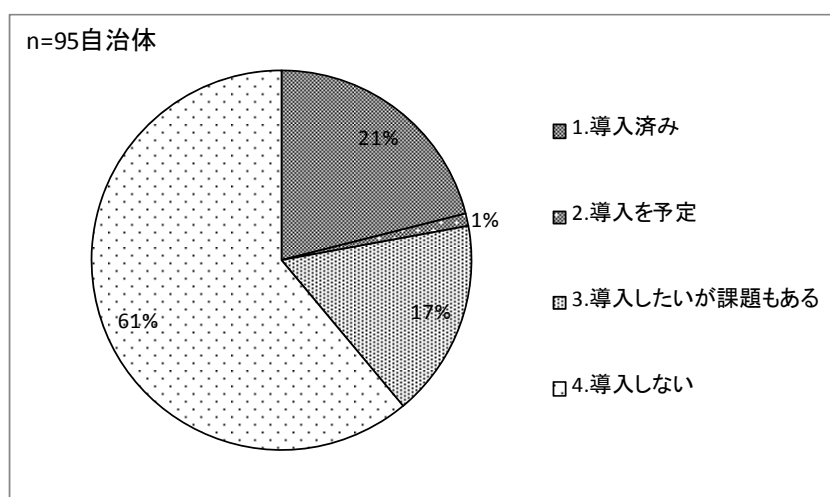




②建設機械の保有状況の評価する方式

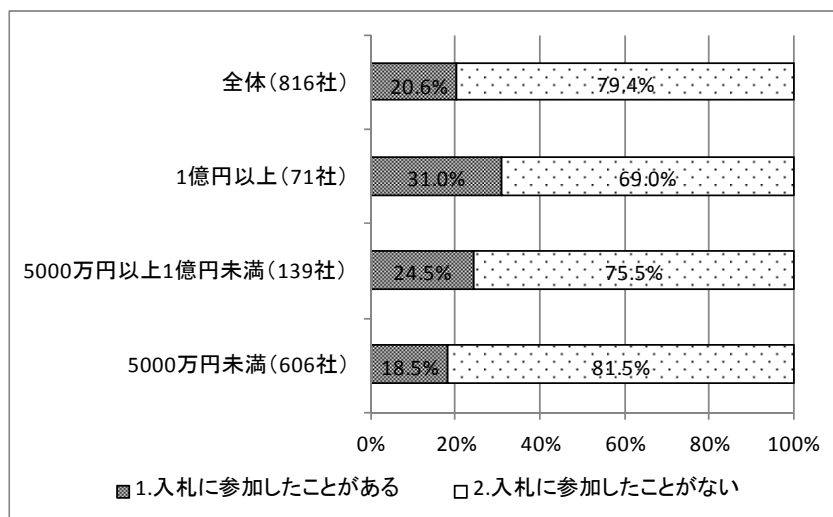
図表9は建設機械の保有状況の評価する方式の地方自治体における導入状況を示したものである。「導入済み」、「導入を予定」もしくは「導入したいが課題もある」と肯定的な意見を持つ自治体は39%、「導入しない」が61%という結果となった。

図表9 導入状況（地方自治体）



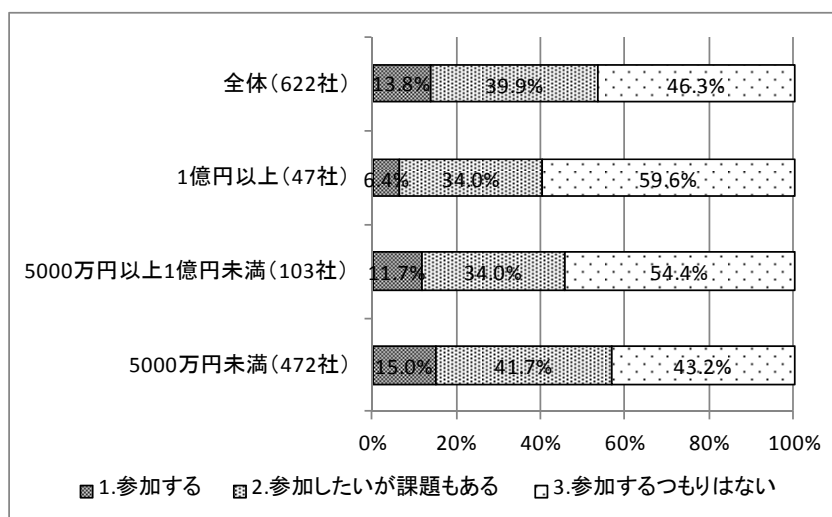
一方、図表10は建設企業の建設機械の保有状況の評価する方式での入札参加状況を資本金別に示したものであるが、全体では20.6%の企業が参加した事があると回答しており、特に資本金1億円以上の企業では31.0%の企業が参加した事があると回答しており、他の階層に比べて割合が多い。また、資本金が多い企業ほど参加したことがある割合が多くなっているのが特徴的である。

図表10 参加状況（建設企業）



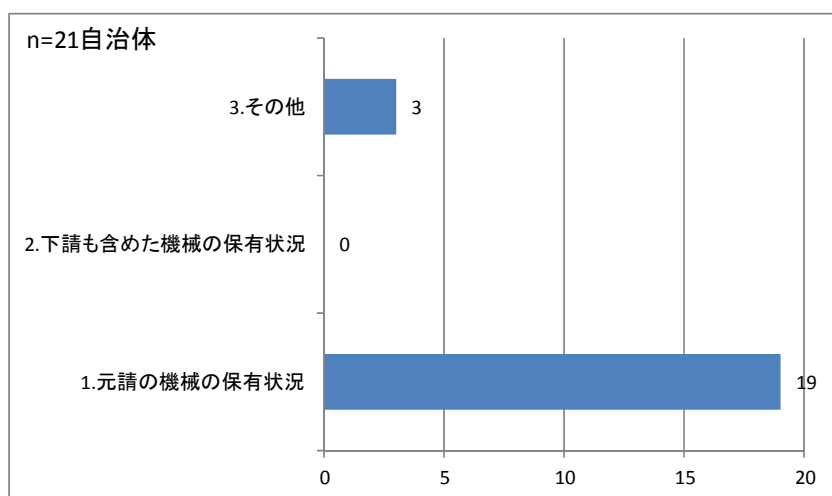
また、図表11は前問で「入札に参加したことがない」と回答した企業に今後の参加意向の有無を調査したものであるが、全体で見ると「参加する」、「参加したいが課題もある」と回答した企業の割合は53.7%となっており、過半数を超える企業が参加に意欲的な姿勢を示している。また、資本金が少なくなるほど肯定的な意見が増える特徴がある。

図表 11 今後の参加意向の有無（建設企業）



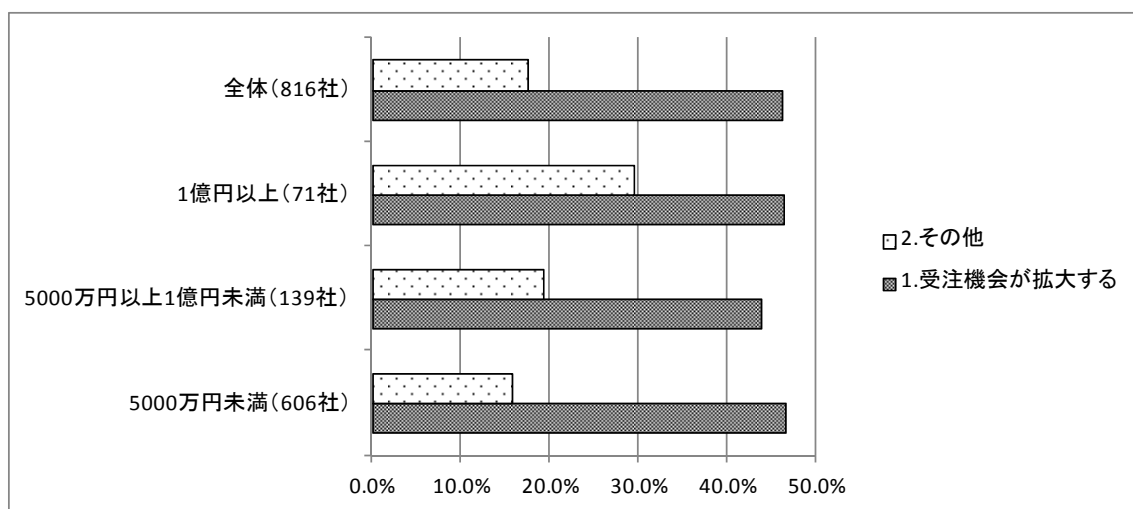
図表12は地方自治体に審査・評価の方法を調査したものであるが、「元請の機械の保有状況」が最も多く採用されている事が分かり、「下請も含めた機械の保有状況」は1件もなかった。その他の回答としては「特殊な建設機械を必要とする場合評価する」といった回答も見られた。

図表 12 審査・評価の方法



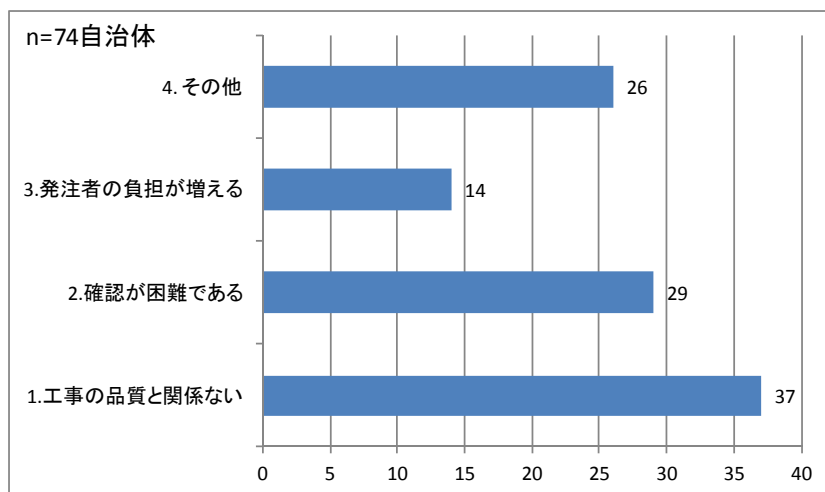
一方、図表13は建設企業に導入のメリットを調査したものであるが、資本金別の全階層で「受注機会が拡大する」点が一番大きなメリットとして認識されていることが分かる。その他の回答としては「競合他社との差別化を図れる」、「下請業者までを含めて保有状況が評価されるのであればメリットがある」、「僻地等では自律的な施工能力を確保する必要があり、その能力を評価する事は意味がある」といった回答も見られた。

図表 13 導入のメリット（建設企業）



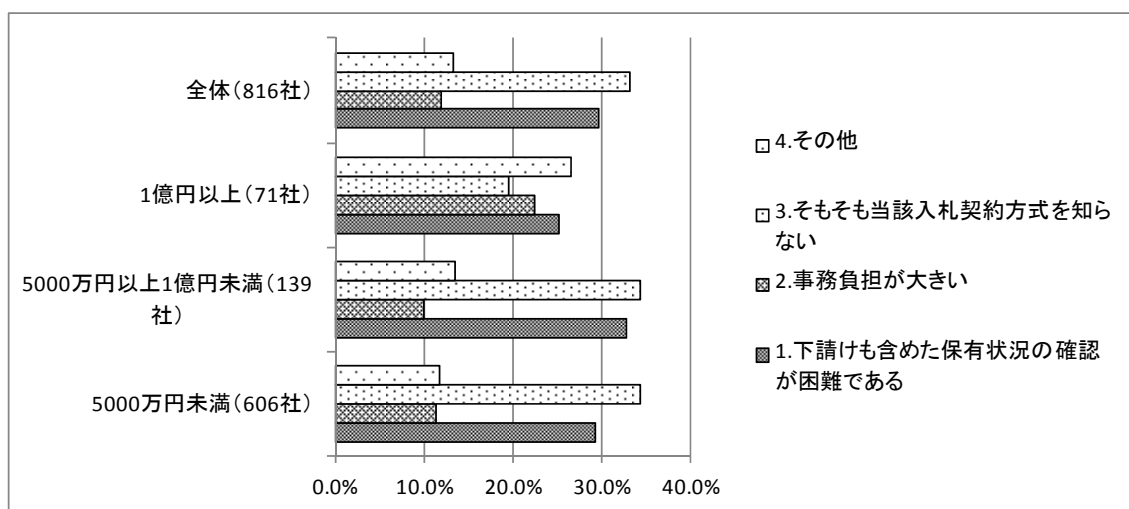
図表14は地方自治体に導入する上での課題・導入しない理由を調査したものであるが、「工事の品質と関係ない」点、「確認が困難である」点が大きな課題として認識されていることが分かる。また、その他の回答としては「既に、経営事項審査、入札参加資格審査で導入されている」、「受注者の経済的負担が増加し、経営規模の大きい企業が有利になり、受注者の硬直化に繋がる恐れがある」といった回答も見られた。

図表 14 導入する上での課題・導入しない理由（地方自治体）



一方、図表15は建設企業に参加する上での課題・参加しない理由を調査したものであるが、資本金別の全階層で「そもそも当該入札契約方式を知らない」点が一番大きな課題として認識されている。また、「下請けも含めた保有状況の確認が困難である」という回答が2番目に多かった。その他の回答としては、「機械保有の多い下請企業にはメリットがあり、保有の少ない元請企業にはデメリットになる」、「財務的に設備投資が大きな負担となり、それに見合う受注量が必要になる」といった回答もあった。

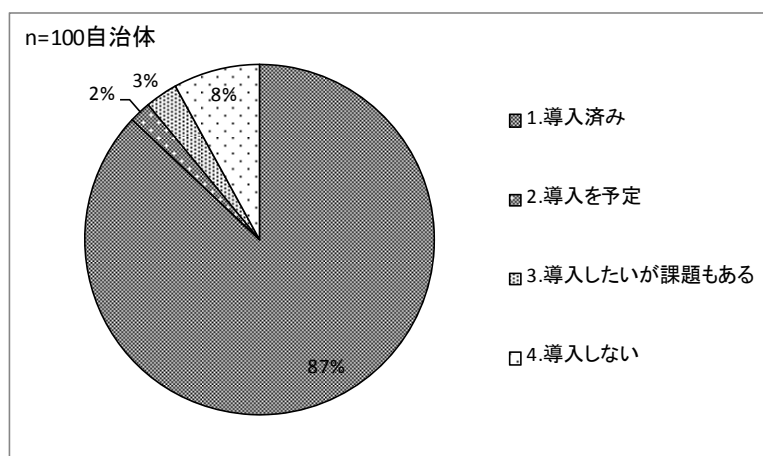
図表 15 参加する上での課題・参加しない理由（建設企業）



### ③災害対応体制を評価する方式

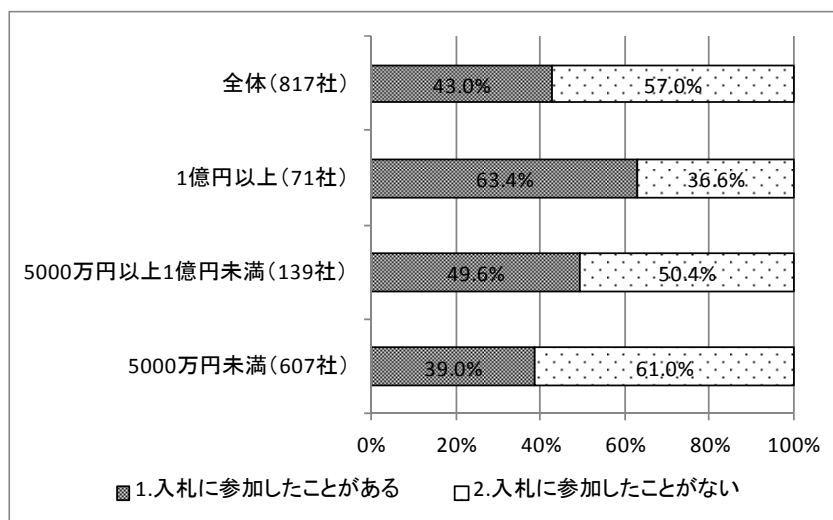
図表 16 は災害対応体制を評価する方式の地方自治体における導入状況を示したものである。「導入済み」、「導入を予定」もしくは「導入したいが課題もある」と肯定的な意見を持つ自治体は 92%、「導入しない」が 8%と肯定的な意見が大勢を占める結果となった。

図表 16 導入状況（地方自治体）



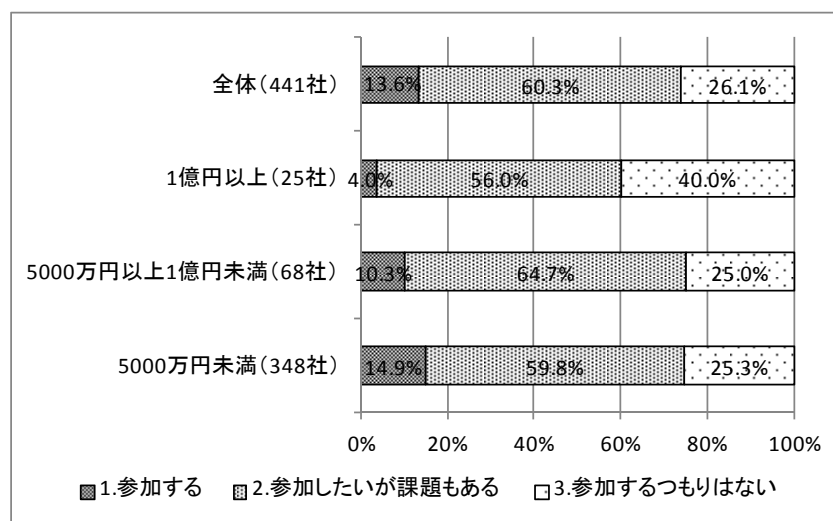
一方、図表17は建設企業の災害対応体制を評価する方式での入札参加状況を資本金別に示したものであるが、全体では43.0%の企業が参加した事があると回答しており、特に資本金1億円以上の企業では63.4%の企業が参加した事があると回答しており、他の階層に比べて割合が多い。また、資本金が多い企業ほど参加したことがある割合が多くなっているのが特徴的である。

図表 17 参加状況（建設企業）



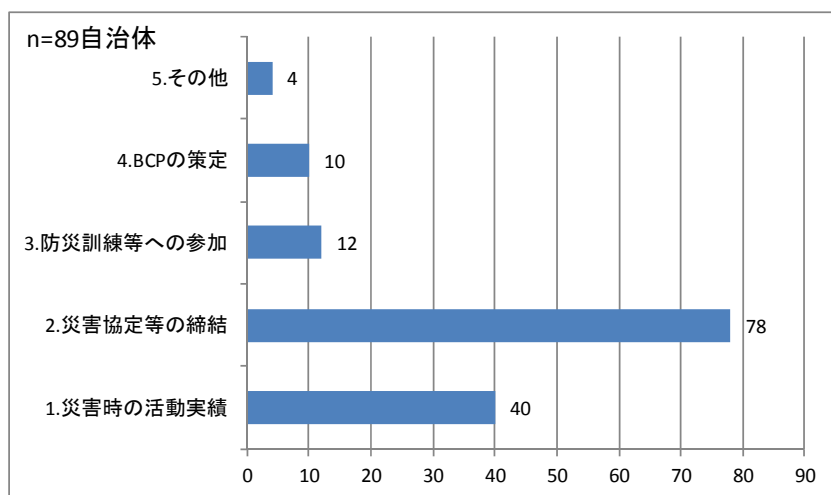
また、図表18は前問で「入札に参加したことがない」と回答した企業に今後の参加意向の有無を調査したものであるが、全体で見ると「参加する」、「参加したいが課題もある」と回答した企業の割合は73.9%となっており、多くの企業が参加に意欲的な姿勢を示している。また、資本金が少なくなるほど肯定的な意見が増える特徴がある。

図表 18 今後の参加意向の有無（建設企業）



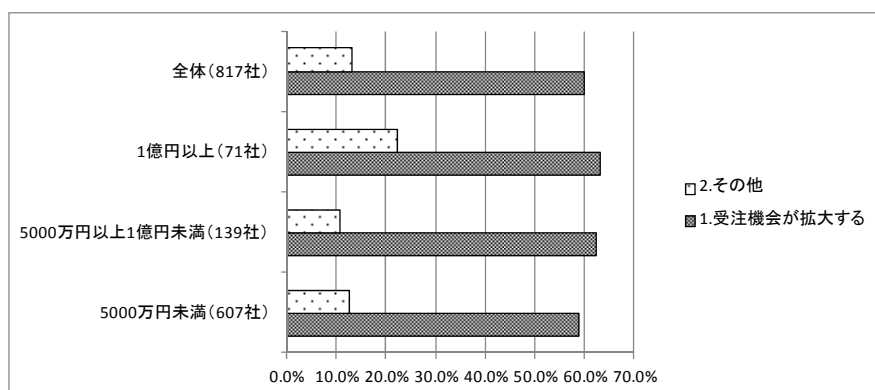
図表19は地方自治体に審査・評価の方法を調査したものであるが、「災害協定等の締結」が最も多く採用されている事が分かり、「災害時の活動実績」が2番目に多かった。

図表 19 審査・評価の方法



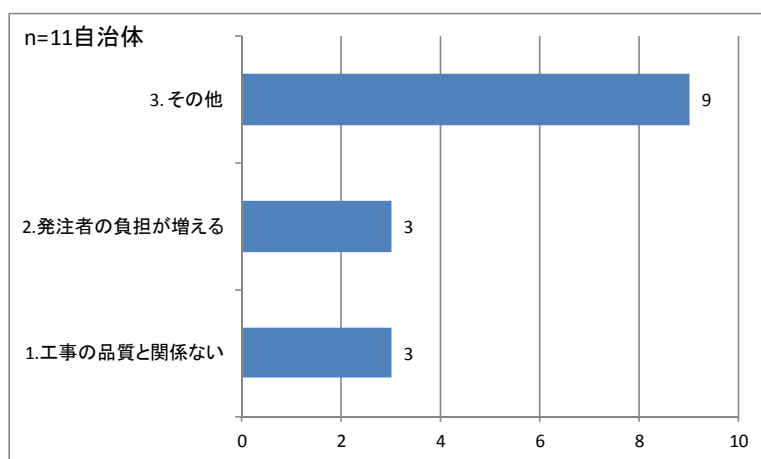
一方、図表20は建設企業に導入のメリットを調査したものであるが、全階層で「受注機会が拡大する」点が一番大きなメリットとして認識されていることが分かる。その他の回答としては「有事に活動できる地域企業の育成が図られる」、「BCPを作成するキッカケとなった」、「地域貢献を適正に評価できる」といった回答も見られた。

図表 20 導入のメリット（建設企業）



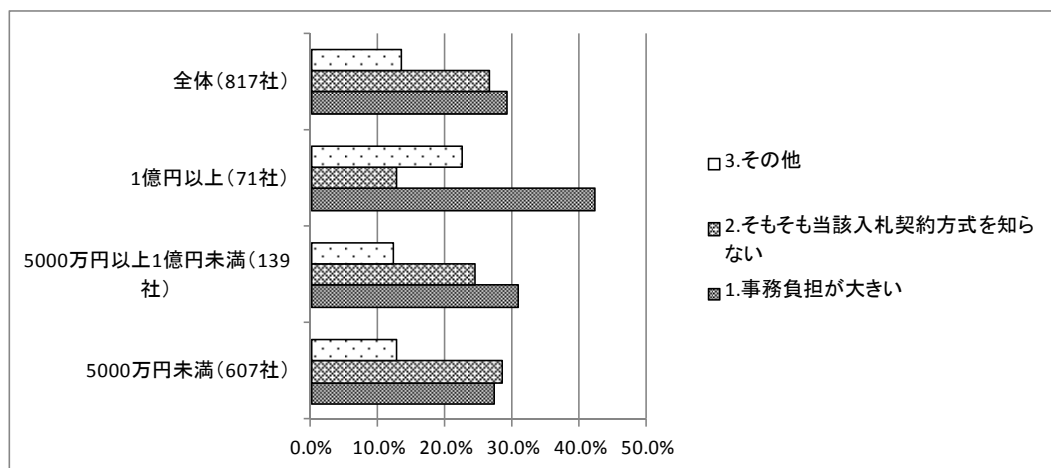
図表21は地方自治体に導入する上での課題・導入しない理由を調査したものであるが、その他を除くと「工事の品質と関係ない」点、「発注者の負担が増える」点が課題として認識されていることが分かる。また、その他の回答としては「活動実績はなく、協定や訓練のみで評価に値するか疑問である」、「業界団体として災害協定を締結しているため、評価が難しい」といった回答も見られた。

図表 21 導入する上での課題・導入しない理由（地方自治体）



一方、図表22は建設企業に参加する上での課題・参加しない理由を調査したものであるが、資本金別の全階層で「事務負担が大きい」点が一番大きな課題として認識されている。また、全体では「そもそも当該入札契約方式を知らない」という回答も多い。その他の回答としては、「たびたび災害が発生もしないし、地域格的格差が生じる」、「一企業ではなく、協会等で災害対応体制を作っているので評価に差が出にくい」、「社員数が少なく体制を確立するには無理が生じる」といった回答もあった。

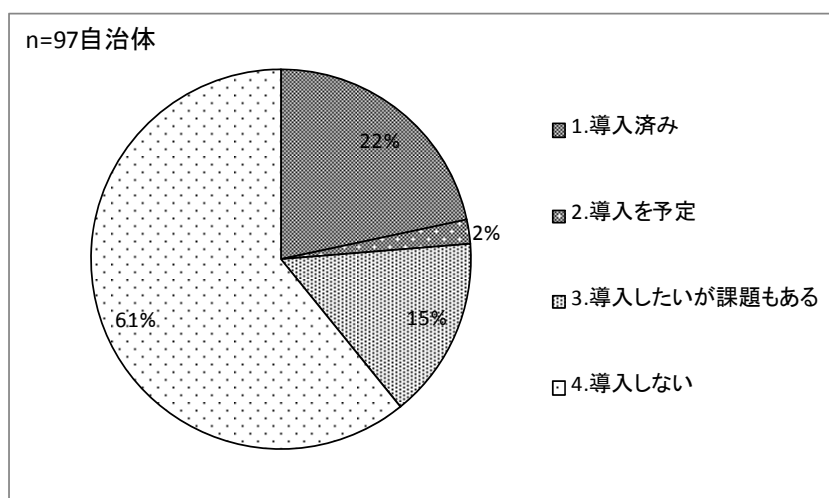
図表 22 参加する上での課題・参加しない理由（建設企業）



④下請企業・技能労働者を評価する方式

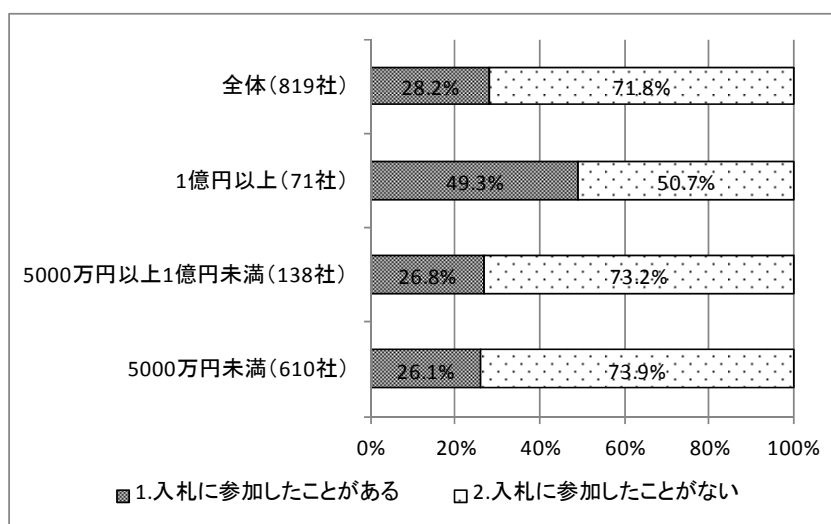
図表 23 は下請企業・技能労働者を評価する方式の地方自治体における導入状況を示したものである。「導入済み」、「導入を予定」もしくは「導入したいが課題もある」と肯定的な意見を持つ自治体は39%、「導入しない」が61%という結果となった。

図表 23 導入状況（地方自治体）



一方、図表24は建設企業の下請企業・技能労働者を評価する方式での入札参加状況を資本金別に示したものであるが、全体では28.2%の企業が参加した事があると回答しており、特に資本金1億円以上の企業では49.3%の企業が参加した事があると回答しており、他の階層に比べて割合が多い。また、資本金が多い企業ほど参加したことがある割合が多くなっているのが特徴的である。

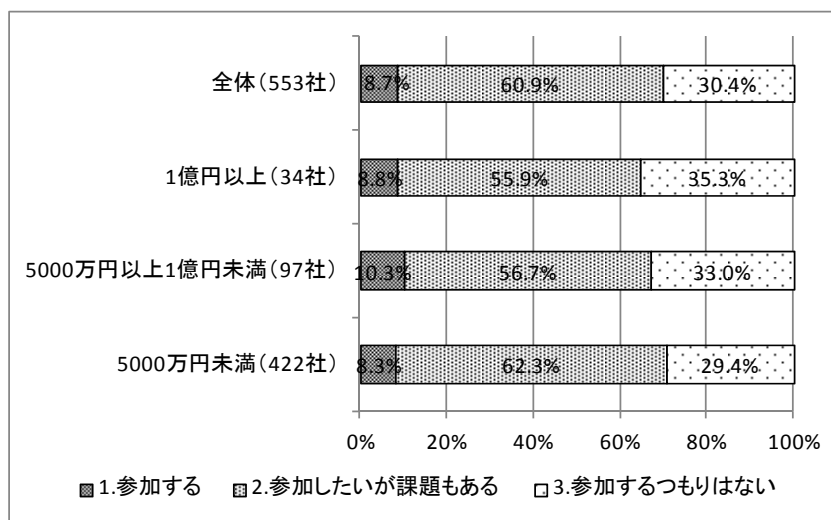
図表 24 参加状況（建設企業）



また、図表25は前問で「入札に参加したことがない」と回答した企業に今後の参加意向の有無を調査したものであるが、全体で見ると「参加する」、「参加したいが課題もある」と回答した企業の割合は69.6%となっており、約7割の企業が参加に意欲的な姿勢を示している。

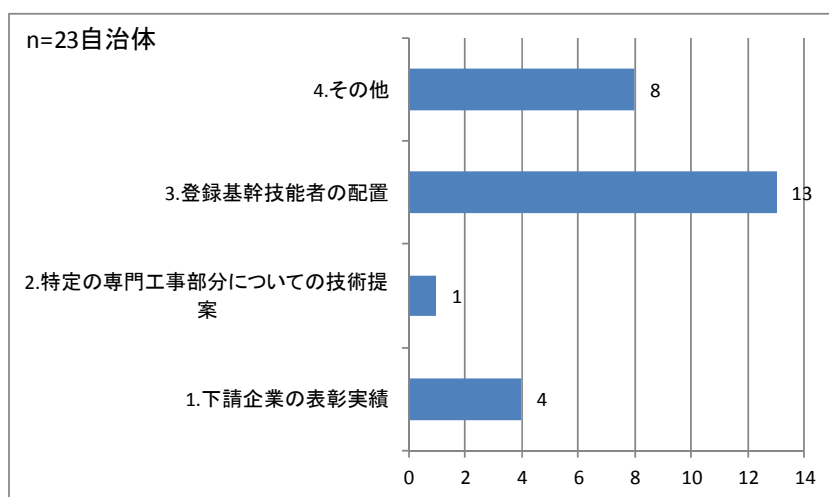


図表 25 今後の参加意向の有無（建設企業）



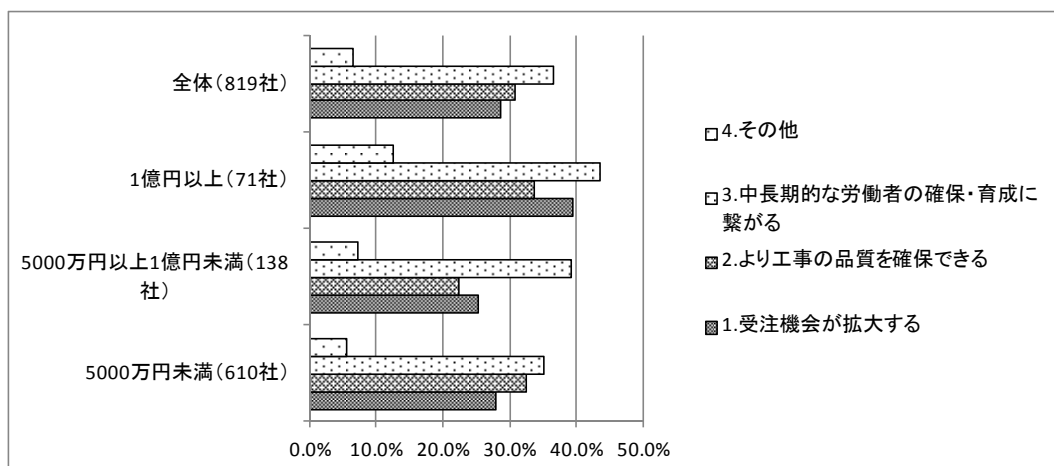
図表26は地方自治体に審査・評価の方法を調査したものであるが、その他を除くと「登録基幹技能者の配置」が最も多く採用されている事が分かり、「下請企業の表彰実績」が2番目に多かった。その他の回答としては「1次下請での県内、市内業者の活用」、「配置予定技術者の保有資格を評価」といった回答も見られた。

図表 26 審査・評価の方法



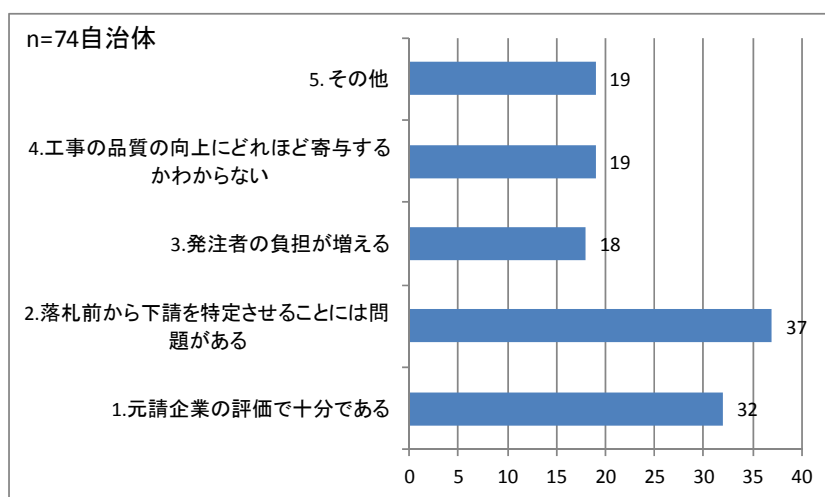
一方、図表27は建設企業に導入のメリットを調査したものであるが、資本金別の全階層で「中長期的な労働者の確保・育成に繋がる」点が一番大きなメリットとして認識されていることが分かる。

図表 27 導入のメリット（建設企業）



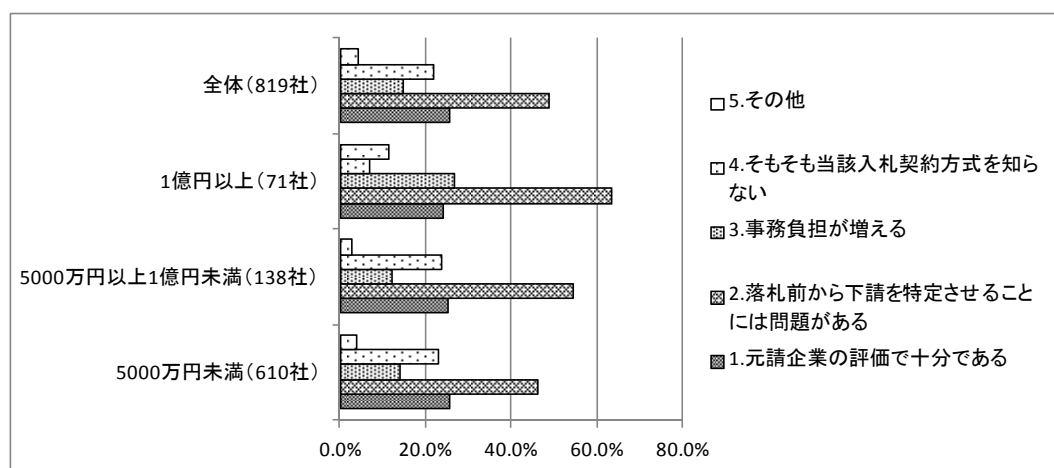
図表28は地方自治体に導入する上での課題・導入しない理由を調査したものであるが、その他を除くと「落札前から下請を特定させることには問題がある」点、「元請企業の評価で十分である」点が大きな課題として認識されていることが分かる。また、その他の回答としては「基幹技能者について、多様な職種があるため実態把握が必要であり、発注工事との関わりについても基準的なものを整理する必要がある」、「地域内の登録基幹技能者数の状況を踏まえる必要がある」、「地域内の登録基幹技能者の数が少ない」といった回答も見られた。

図表 28 導入する上での課題・導入しない理由（地方自治体）



一方、図表29は建設企業に参加する上での課題・参加しない理由を調査したものであるが、全階層で「落札前から下請を特定させることには問題がある」点が一番大きな課題として認識されている。その他の回答としては、「そもそも技能労働者を確保することが難しい」、「公平な評価基準をつくるのが難しい」といった回答もあった。

図表 29 参加する上での課題・参加しない理由（建設企業）



### 3. まとめ

若手技術者の活用を促進する方式は、約4割の発注者においては既に導入が進んでおり、導入に肯定的な回答も75%と多かった。また、受注者側は約8割を超える企業が今後の取り組みに対し肯定的な考え方を持っている事が分かった。課題について、自治体側からは「若手以外への不公平になってしまう」点が一番大きな課題として認識されているが、その他の回答として「中小企業においては若手技術者が不足しており、格差が拡大する恐れがある」、「大手企業を中心に加点され、格差が広がる恐れがある」といった回答も多く、会社規模の違いにより、入札の公平性が確保されない事態を懸念する声もあった。一方、建設企業からは「そもそも若手技術者が不足している」ためこの方式を積極的に活用できないとの回答が大勢を占めている。建設企業のこうした課題認識を踏まえると、建設技術者の中長期的な確保、育成について入札契約制度だけでなく、教育、処遇改善等も含めた総合的かつ早急な対策が求められていることが分かる。

建設機械の保有状況を評価する方式は、約2割の地方自治体においては既に導入が進んでいるものの、6割は導入に否定的であった。また、建設企業は過半数を超える企業が今後の取り組みに対し肯定的な考え方を持っている事が分かった。課題について、自治体側は「工事の品質と関係ない」の他には、「確認が困難である」といった回答が多く、実務上の困難さを感じているようである。また、その他の回答として「経営事項審査、入札参加資格審査で導入されている」との回答もあり、既存制度との併用をどのようにしていくかといった問題意識も見受けられる。建設企業からは「そもそも当該入札契約方式を知らない」の他には「下請けも含めた保有状況の確認が困難である」といった回答が多かった。建設機械についてはリース方式が浸透している現在、自治体のみならず建設企業も実務上の困難さを感じているようである。

災害対応体制を評価する方式は、約9割の地方自治体においては既に導入が進んでいるものの、約1割は導入に否定的であった。また、建設企業は7割を超える企業が今後の取り組みに対

し肯定的な考え方を持っている事が分かった。課題について、自治体側は「工事の品質と関係ない」の他には、「発注者の負担が増える」といった回答が多く、実務上の困難さを感じているようである。また、その他の回答として「活動実績はなく、協定や訓練のみで評価に値するか疑問である」との回答もあり、災害対応体制をどのような項目で評価していくかが課題として挙げられている。建設企業からは「そもそも当該入札契約方式を知らない」の他には「一企業ではなく、協会等で災害対応体制を作っているので評価に差が出にくい」や「社員数が少なく体制を確立するには無理が生じる」といった回答があった。「一企業ではなく、業界団体として災害協定を締結しているため、評価が難しく、差がつきにくい」という指摘は自治体からも挙がっており、両者に共通の課題認識がある。また、災害対応体制を構築するためにはかなりのマンパワーが必要であると思われ、災害時以外の中長期的な発注量の確保が課題と言える。

下請企業・技能労働者を評価する方式は、約4割の地方自治体においては肯定的な意見があるものの、約6割は導入に否定的であった。また、建設企業は7割を超える企業が今後の取り組みに対し肯定的な考え方を持っている事が分かった。課題について、自治体、建設企業共に「落札前から下請を特定させることには問題がある」との課題認識で一致している。施工中において予定していた下請企業が変更になる場合もあり、総合評価において、落札前に評価を行うことについて実務的な問題点が浮かび上がる形となった。また、自治体からは「地域内の登録基幹技能者数の状況を踏まえる必要がある」といった回答があり、評価対象となる技能労働者の実態把握に加え、多様な職種がある登録基幹技能者の中からどの職種を対象とするのか、評価に当たっての統一的な基準作りが必要と考えられる。

今回のアンケート調査では受発注者双方が抱える様々な問題点が明らかになった。こうした問題点を克服し制度をより浸透させていくためにも、今後入札を実施する事例については結果を評価し、それを公にすることによって双方の理解を深める努力が必要と考えられる。国土交通省は改正品確法「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表する事としており、今後の動向を注視していきたい。

(担当：研究員 浦辺 隆弘)

## II. 2014・2015年度の建設投資見通し

当研究所が四半期に一度公表している「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の概要です。今回の見通しは2015年4月22日に発表したもので、業界紙等でも紹介されています。

### 1. 建設投資全体の推移

**2014年度の建設投資は、前年度比△3.3%の47兆1,200億円**となる見通しである。

**政府建設投資**は、2014年度の政府建設投資の伸び率は前年度比マイナスであるが、2013年度の補正予算と2014年度の当初予算を一体で編成した「15カ月予算」と、その早期実施の取組効果が発現したことにより、前年度に引き続き20兆円を上回る水準となる見通しである。

**民間住宅投資**は、10月以降の持家の受注回復と、分譲マンションの着工戸数の持ち直しにより、今後の回復を見込んでいるが、前年度に比較しての減少は避けられないと見込まれ、住宅着工戸数については前年度比△11.0%と予測する。

**民間非住宅建設投資**は、本格的な企業設備投資回復の動きは見られないものの、海外景気の底堅さ等を背景に、製造業の生産・企業の収益とも高まることが予想され、民間非住宅建築投資は前年度比3.8%増となり、土木インフラ系企業の設備投資も寄与し、全体では前年度比2.7%増となる見通しである。

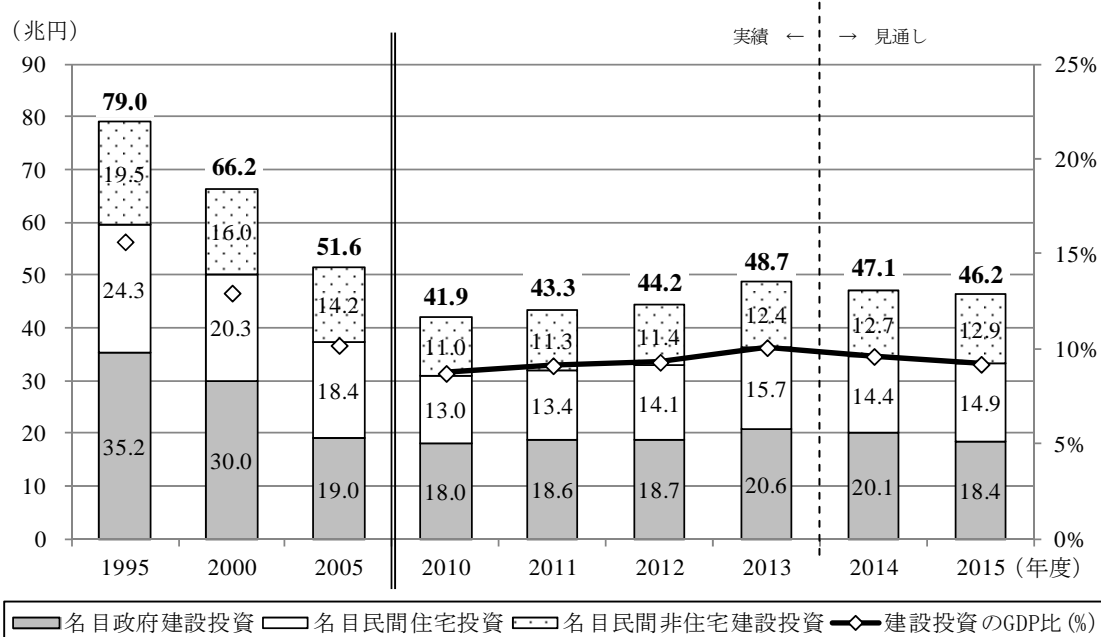
**2015年度の建設投資は、前年度比△1.9%の46兆2,300億円**となる見通しである。

**政府建設投資**は、2015年度予算の内容を踏まえ、一般会計に係る政府建設投資を前年度当初予算比で横ばい、東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資を同10.2%増と見込んだ上で事業費を推計し、また、2014年度補正予算に係る政府建設投資額が2015年度中に出来高として実現すると考え、前年度比△8.0%と予測する。

**民間住宅投資**は、10月に予定されていた消費増税が延期され、駆け込み・反動減がなくなったことと、省エネ住宅エコポイント等の市場活性化策により、特に持家、分譲住宅で着工が増加し、貸家も相続増税の節税対策の影響は徐々に減少していくものの、当面は底堅く推移するため、住宅着工戸数については前年度比4.4%増と予測する。

**民間非住宅建設投資**は、前年度と同様に緩やかな増加が見込まれ、民間非住宅建築投資が前年度比3.8%増となり、民間土木投資は前年度と同水準で推移すると考えられ、全体では前年度比2.7%増と予測する。

図表1 建設投資額の推移（年度）



(単位：億円、実質値は2005年度価格)

年度	1995	2000	2005	2010	2011	2012 (見込み)	2013 (見込み)	2014 (見通し)	2015 (見通し)
名目建設投資	790,169	661,948	515,676	419,282	432,923	442,000	487,200	471,200	462,300
(対前年度伸び率)	0.3%	-3.4%	-2.4%	-2.4%	3.3%	2.1%	10.2%	-3.3%	-1.9%
名目政府建設投資	351,986	299,601	189,738	179,820	186,108	186,900	206,000	200,500	184,400
(対前年度伸び率)	5.8%	-6.2%	-8.9%	0.3%	3.5%	0.4%	10.2%	-2.7%	-8.0%
(寄与度)	2.5	-2.9	-3.5	0.1	1.5	0.2	4.3	-1.1	-3.4
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	129,779	133,750	140,900	157,400	143,600	148,900
(対前年度伸び率)	-5.2%	-2.2%	0.3%	1.1%	3.1%	5.3%	11.7%	-8.8%	3.7%
(寄与度)	-1.7	-0.7	0.1	0.3	0.9	1.7	3.7	-2.8	1.1
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	109,683	113,065	114,200	123,800	127,100	129,000
(対前年度伸び率)	-1.8%	0.7%	4.0%	-10.0%	3.1%	1.0%	8.4%	2.7%	1.5%
(寄与度)	-0.4	0.2	1.0	-2.8	0.8	0.3	2.2	0.7	0.4
実質建設投資	779,352	663,673	515,676	400,503	407,712	422,078	454,596	426,300	414,900
(対前年度伸び率)	0.2%	-3.6%	-3.5%	-2.7%	1.8%	3.5%	7.7%	-6.2%	-2.7%

注)2013年度までの建設投資は国土交通省「平成26年度 建設投資見通し」より。

## 2. 政府建設投資の推移

**2014年度の政府建設投資は、前年度比で名目△2.7%（実質△5.6%）の20兆500億円**と見込んでいる。

国の直轄・補助事業費（国費・当初予算ベース）は、2014年度予算の内容を踏まえ、一般会計に係る政府建設投資を前年度当初予算比1.9%増、東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資を同△8.4%と見込んだ上で事業費を推計した。なお、2013年度補正予算に係る政府建設投資額は、国土交通省の「平成26年度建設投資見通し」で試算された2.3兆円程度を採用し、それらは2014年度中に出来高として実現したと考えている。

地方単独事業費は、総務省より公表された「地方財政の状況」で示された内容を踏まえ前年度比8.9%増とした。

2014年度の政府建設投資の伸び率は前年度比マイナスであるが、2013年度の補正予算と2014年度の当初予算を一体で編成した「15カ月予算」と、その早期実施の取組効果が発現したことにより、前年度に引き続き20兆円を上回る水準となる見通しである。

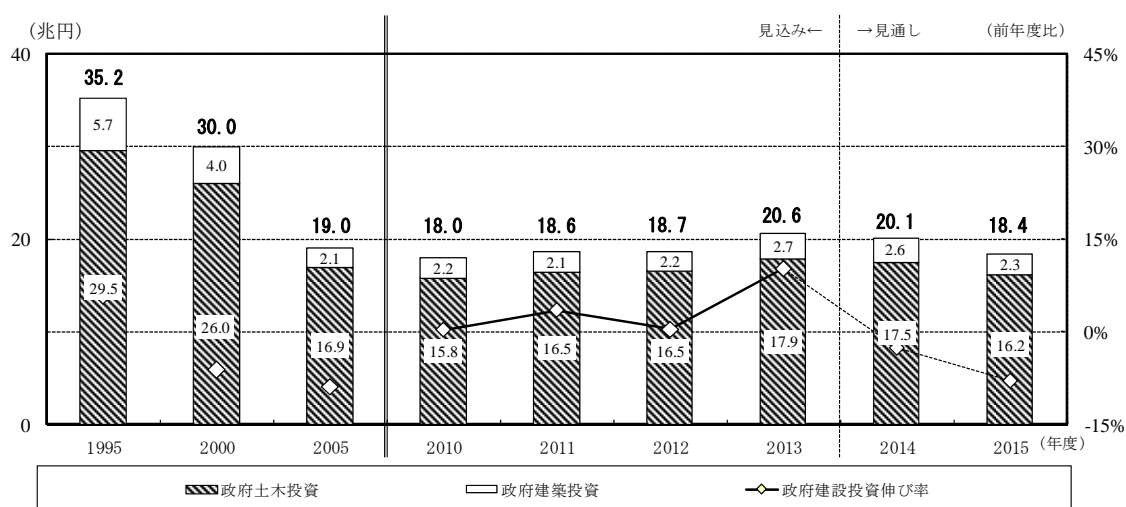
**2015年度の政府建設投資は、前年度比で名目△8.0%（実質△8.9%）の18兆4,400億円**と予測する。

国の直轄・補助事業費（国費・当初予算ベース）は、2015年度予算の内容を踏まえ、一般会計に係る政府建設投資を前年度当初予算比で横ばい、東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資を同10.2%増と見込んだ上で事業費を推計した。

地方単独事業費は、平成27年度地方財政計画で示された内容を踏まえ、前年度比0.9%増とした。

また、2014年度補正予算に係る政府建設投資額は事業費で8,000億円程度と推計しているが、それらは2015年度中に出来高として実現すると考えている。

図表2 政府建設投資額の推移（年度）



(単位：億円、実質値は2005年度価格)

年度	1995	2000	2005	2010	2011	2012 (見込み)	2013 (見込み)	2014 (見通し)	2015 (見通し)
名目政府建設投資 (対前年度伸び率)	351,986 5.8%	299,601 -6.2%	189,738 -8.9%	179,820 0.3%	186,108 3.5%	186,900 0.4%	206,000 10.2%	200,500 -2.7%	184,400 -8.0%
名目政府建築投資 (対前年度伸び率)	56,672 -12.5%	40,004 -12.0%	20,527 -13.9%	22,096 -0.1%	21,433 -3.0%	21,600 0.8%	26,900 24.5%	26,000 -3.3%	22,800 -12.3%
名目政府土木投資 (対前年度伸び率)	295,314 10.3%	259,597 -5.2%	169,211 -8.3%	157,724 0.3%	164,675 4.4%	165,300 0.4%	179,100 8.3%	174,500 -2.6%	161,600 -7.4%
実質政府建設投資 (対前年度伸び率)	347,856 5.5%	300,719 -6.5%	189,738 -10.2%	170,702 -0.3%	174,080 2.0%	176,819 1.6%	190,504 7.7%	179,900 -5.6%	163,800 -8.9%

注1) 2013年度までの政府建設投資は国土交通省「平成26年度 建設投資見通し」より。



### 3. 住宅着工戸数の推移

2009年夏以降、回復傾向が続いていた住宅着工戸数は、2011年3月の東日本大震災の復興需要を経て回復してきた。2013年度は2014年4月の消費増税の駆け込み需要により、98.7万戸までに増加したが、2014年度は2014年4月～2015年2月の前年同期比で△11.7%の減少となっている。

原因としては、持家の消費増税による反動減と分譲マンションの建築費上昇等による着工減が大きい。一方で、貸家の着工戸数は微減であり2015年1月の相続増税の節税対策の影響が続いていることによるものと考えられる。

2014年度の住宅着工戸数は、10月以降の持家の受注回復と、分譲マンションの着工戸数の持ち直しにより、今後の回復を見込んでいるが、前年度に比較しての減少は避けられないと予測している。

2015年度の住宅着工戸数は、10月に予定されていた消費増税が延期され、駆け込み・反動減がなくなったことと、省エネ住宅エコポイント等の市場活性化策により、特に持家、分譲住宅で着工が増加し、貸家も相続増税の節税対策の影響は徐々に減少していくものの、当面は底堅く推移するため、2014年度に比しての増加を想定している。

**2014年度の着工戸数は前年度比△11.0%の87.9万戸、2015年度は同4.4%増の91.7万戸と予測する。**

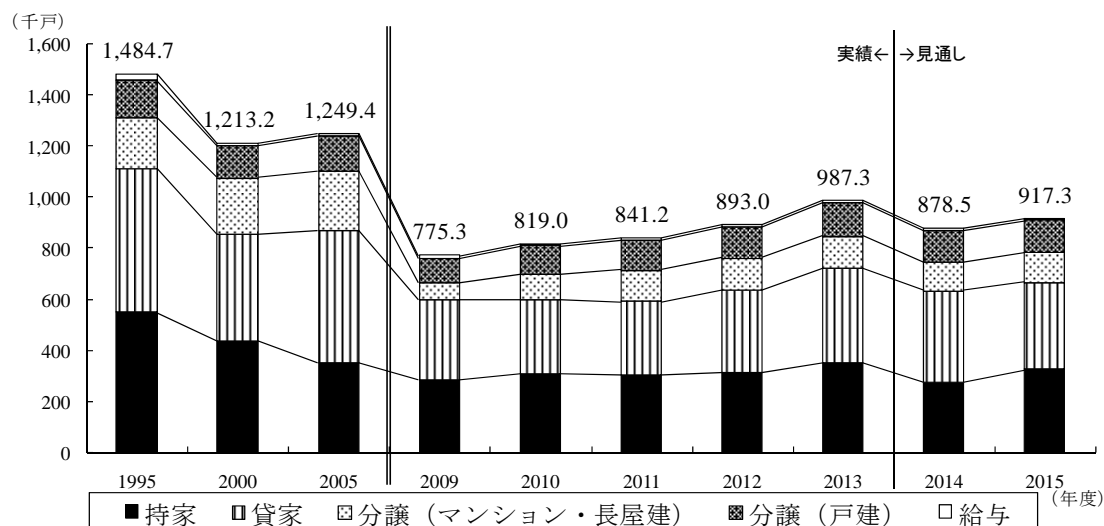
**持家**は、消費増税駆け込みの反動減により、2014年4月～2015年2月の前年同期比で△22.4%の減少となった。先行指標であるメーカー受注速報の大手5社の平均では、9月までは前年同月比△20%程度の落ち込みが続いていたが、10月以降は回復し、足元の3月で同9.6%増となっている。今後の着工戸数の回復と、2015年度は省エネ住宅エコポイント等の施策による増加が見込まれる。2014年度は前年度比△21.2%の27.8万戸、2015年度は同17.5%増の32.7万戸と予測する。

**貸家**は、2015年1月の相続増税の節税対策と、サービス付き高齢者向け住宅などの好調が継続し、消費増税後も2014年4月～2015年2月の前年同期比で△3.8%の減少にとどまった。2014年度7月以降の着工戸数は消費増税駆け込みの反動減もあり前年同月比でマイナスに転じたものの、下降傾向にはならず堅調を継続している。メーカー受注速報の大手3社の平均は、2014年10月～2015年3月まで前年同月比10.4～16.3%増と好調を継続しており、相続増税の節税対策の影響は徐々に減少していくものの、当面は底堅く推移すると思われる。2014年度は前年度比△3.7%の35.6万戸、2015年度は同△4.1%の34.2万戸と予測する。

**分譲**は、2014年4月～2015年2月は建築費上昇によるマンションの供給減と消費増税後の反動減もあり、分譲全体で前年同期比△9.2%であった。マンションは、2015年1～2月の首都圏・近畿圏合計の販売戸数が前年同期比で9.3%増であったのに対し、契約率は、好調の目安

である 70%以上をキープし堅調であり、着工戸数も 2014 年 10 月～2015 年 2 月は前年同期比 3.4%増と回復基調にある。2015 年度は消費増税反動減などから回復し、省エネ住宅エコポイント等の施策による増加が見込まれる。2014 年度は分譲全体で前年度比△8.6%の 23.7 万戸、2015 年度は 2.6%増の 24.3 万戸と予測する。

図表 3 住宅着工戸数の推移（年度）



(戸数単位：千戸、投資額単位：億円)

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014 (見通し)	2015 (見通し)
全体	1,484.7	1,213.2	1,249.4	775.3	819.0	841.2	893.0	987.3	878.5	917.3
(対前年度伸び率)	-4.9%	-1.1%	4.7%	-25.4%	5.6%	2.7%	6.2%	10.6%	-11.0%	4.4%
持家	550.5	437.8	352.6	287.0	308.5	304.8	316.5	352.8	278.1	326.7
(対前年度伸び率)	-4.9%	-8.0%	-4.0%	-7.6%	7.5%	-1.2%	3.8%	11.5%	-21.2%	17.5%
貸家	563.7	418.2	518.0	311.5	291.8	289.8	320.9	370.0	356.2	341.8
(対前年度伸び率)	9.3%	-1.8%	10.8%	-30.0%	-6.3%	-0.7%	10.7%	15.3%	-3.7%	-4.1%
分譲	344.7	346.3	370.3	163.6	212.1	239.1	249.7	259.1	236.8	242.9
(対前年度伸び率)	-8.7%	11.0%	6.1%	-40.0%	29.6%	12.7%	4.4%	3.8%	-8.6%	2.6%
マンション・長屋建	198.4	220.6	232.5	68.3	98.7	121.1	125.1	125.2	112.7	115.9
(対前年度伸び率)	-12.5%	13.4%	10.9%	-58.9%	44.5%	22.8%	3.3%	0.1%	-10.0%	2.8%
戸建	146.3	125.7	137.8	95.3	113.4	118.0	124.5	133.9	124.0	126.9
(対前年度伸び率)	-3.0%	6.9%	-1.2%	-10.6%	19.0%	4.0%	5.6%	7.5%	-7.4%	2.4%
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	128,404	129,779	133,750	140,900	157,400	143,600	148,900
(対前年度伸び率)	-5.2%	-2.2%	0.3%	-21.6%	1.1%	3.1%	5.3%	11.7%	-8.8%	3.7%

注1) 着工戸数は2013年度まで実績、2014・15年度は見通し。

注2) 名目民間住宅投資は2011年度まで実績、2012・13年度は見込み、2014・15年度は見通し。

注3) 給与住宅は利用関係別に表示していないが、全体の着工戸数に含まれる。

#### 4. 民間非住宅建設投資の推移

2014年10-12月期の実質民間企業設備（内閣府「国民経済計算」2次速報値）は、前年同期比0.3%増となった。本格的な企業設備投資回復の動きは見られないものの、海外景気の底堅さ等を背景に、製造業の生産・企業の収益とも高まることが予想され、2014年度の実質民間企業設備は前年度比△0.1%、2015年度は前年度比3.3%増と予測する。民間企業設備投資のうち約2割を占める建設投資は、下記の通り緩やかな回復が継続するものと予測する。

2014年度の民間非住宅建設投資は、前年度比2.7%増の12兆7,100億円となる見通しである。2014年度の着工床面積は前年度比で、事務所は8.1%増、店舗は△11.4%、工場は△5.2%、倉庫は17.9%増となることが見込まれ、民間非住宅建築投資全体では前年度比3.8%増と予測する。また民間土木投資については、鉄道・通信・ガスなど土木インフラ系企業の設備投資が堅調に推移するとみられる。

2015年度の民間非住宅建設投資は、前年度比1.5%増の12兆9,000億円となる見通しである。このうち建築投資は、前年度比1.8%増、土木投資は前年度と同水準で推移していくことが見込まれる。

**事務所**は、東京都心を中心に空室率・賃貸料は改善傾向にあり、足元の着工床面積、建設工事受注動態統計調査（国土交通省）の動きはともに堅調であり、今後も底堅く推移するとみられる。

**店舗**は、建設コストの上昇や個人消費の落ち込みに伴い出店計画を抑制する動きが一部で見られており、大規模小売店舗立地法上の届出状況も前年度実績を下回っている。加えて足元の着工床面積も鈍い動きとなっているものの、消費者マインドは下げ止まりの兆しが見られており、今後、回復が期待される。

**工場**は、海外拠点での生産販売が定着していることなどから、足元の状況は弱い。しかしながら、円安基調の継続や訪日外国人の消費増大による国内回帰の動きが見られ、加えて法人減税などの施策によりこの動きが本格化する可能性も期待され、今後、着工床面積はやや持ち直すものとみられる。

**倉庫**は、ネット通販関連需要が底堅く、小売各社のネット通販への対応も広まっており、全国的に新たな物流拠点を新設する動きが続くとみられる。

民間非住宅建設投資は、今後も緩やかな回復が継続すると思われるが、消費者マインドや海外経済などの動向への注視が引き続き必要である。

図表 4 民間非住宅建設投資の推移（年度）

(単位:億円、実質値は2005年度価格)

年度	1995	2000	2005	2010	2011	2012 (見込み)	2013 (見込み)	2014 (見通し)	2015 (見通し)
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	109,683	113,065	114,200	123,800	127,100	129,000
(対前年度伸び率)	-1.8%	0.7%	4.0%	-10.0%	3.1%	1.0%	8.4%	2.7%	1.5%
名目民間非住宅建築投資	110,095	93,429	92,357	69,116	69,618	71,800	79,800	82,800	84,300
(対前年度伸び率)	-6.8%	-0.5%	3.4%	-9.5%	0.7%	3.1%	11.1%	3.8%	1.8%
名目民間土木投資	84,958	66,162	49,323	40,567	43,447	42,400	44,000	44,300	44,700
(対前年度伸び率)	5.6%	2.5%	5.3%	-10.9%	7.1%	-2.4%	3.8%	0.7%	0.9%
実質民間企業設備	603,261	649,864	705,989	648,763	680,053	688,050	715,444	714,438	738,273
(対前年度伸び率)	3.1%	4.8%	4.4%	3.8%	4.8%	1.2%	4.0%	-0.1%	3.3%

注1) 2013年度までの名目民間非住宅建設投資は国土交通省「平成26年度建設投資見通し」より。

注2) 2013年度までの実質民間企業設備は内閣府「国民経済計算」より。

図表 5 民間非住宅建築着工床面積の推移（年度）

(単位:千㎡)

年度	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014 (見通し)	2015 (見通し)
事務所着工床面積	9,474	7,280	6,893	4,658	5,039	5,315	4,819	5,211	5,133
(対前年度伸び率)	-0.6%	-4.2%	-4.4%	-26.8%	8.2%	5.5%	-9.3%	8.1%	-1.5%
店舗着工床面積	11,955	11,862	12,466	5,727	5,173	7,403	8,326	7,377	7,451
(対前年度伸び率)	13.8%	-17.9%	9.7%	4.1%	-9.7%	43.1%	12.5%	-11.4%	1.0%
工場着工床面積	13,798	13,714	14,135	6,405	7,168	8,203	7,890	7,477	7,701
(対前年度伸び率)	4.6%	37.6%	6.8%	17.6%	11.9%	14.4%	-3.8%	-5.2%	3.0%
倉庫着工床面積	9,994	7,484	8,991	4,234	5,361	6,248	6,842	8,064	8,305
(対前年度伸び率)	-1.6%	11.2%	16.3%	6.1%	26.6%	16.6%	9.5%	17.9%	3.0%
非住宅着工床面積計	68,458	59,250	65,495	37,403	40,502	44,559	47,679	45,712	46,548
(対前年度伸び率)	5.3%	2.0%	3.8%	7.3%	8.3%	10.0%	7.0%	-4.1%	1.8%

注) 非住宅着工床面積計から事務所、店舗、工場、倉庫を控除した残余は、学校、病院、その他に該当する。

## 5. マクロ経済

2014年度は、個人消費や住宅投資については駆け込み需要の反動減等から弱さが見られ、公的固定資本形成については2013年度補正予算を含めても減少する。一方で、企業収益に改善の動きが見られ、設備投資はおおむね横ばいとなっている。外需については海外景気の底堅さを背景に持ち直しに向かっている。

2015年度は、公的固定資本形成は2014年度と比較して減少すると予測されるが、持続的な経済成長につなげるための「緊急経済対策」などの取り組みによる雇用・所得環境の改善、原油価格下落による企業収益などの押し上げや設備投資の増加が期待され、経済の好循環が進展する中で、堅調に推移する見通しである。

下振れリスクとしては、ヨーロッパ、中国やその他新興国経済の先行き、原油価格下落の産油国等への影響等について留意する必要がある。

**2014年度の実質経済成長率は、前年度比△1.2%**と見込まれる。公的固定資本形成は前年度比△3.7%（GDP寄与度△0.2%ポイント）、民間住宅は△11.6%（同△0.3%ポイント）、民間企業設備は△0.1%（同0.0%ポイント）と見込まれる。

**2015年度の実質経済成長率は、前年度比1.6%**と予測する。公的固定資本形成は前年度比△9.0%（GDP寄与度△0.4%ポイント）、民間住宅は3.1%の増加（同0.1%ポイント）、民間企業設備は3.3%の増加（同0.5%ポイント）と予測する。

図表6 マクロ経済の推移（年度）

（単位：億円、実質値は2005暦年連鎖価格表示）

年度	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014 (見通し)	2015 (見通し)
実質GDP (対前年度伸び率)	4,590,576 2.7%	4,767,233 2.0%	5,071,580 1.9%	5,124,225 3.4%	5,144,153 0.4%	5,196,370 1.0%	5,305,763 2.1%	<b>5,241,459</b> <b>-1.2%</b>	<b>5,326,763</b> <b>1.6%</b>
実質民間最終消費支出 (対前年度伸び率) (寄与度)	2,658,908 2.3% 1.3	2,750,555 0.3% 0.2	2,925,785 1.9% 1.1	2,997,207 1.6% 0.9	3,039,747 1.4% 0.8	3,094,828 1.8% 1.1	3,170,894 2.5% 1.5	3,078,193 -2.9% -1.7	3,126,465 1.6% 0.9
実質政府最終消費支出 (対前年度伸び率) (寄与度)	736,169 4.3% 0.6	839,598 4.8% 0.8	923,628 0.4% 0.1	978,863 2.0% 0.4	990,681 1.2% 0.2	1,005,783 1.5% 0.3	1,021,576 1.6% 0.3	1,027,412 0.6% 0.1	1,039,098 1.1% 0.2
実質民間住宅 (対前年度伸び率) (寄与度)	236,088 -5.7% -0.3	200,798 -0.1% 0.0	183,450 -0.7% 0.0	125,337 2.2% 0.1	129,361 3.2% 0.1	136,782 5.7% 0.2	149,448 9.3% 0.3	132,041 -11.6% -0.3	136,127 3.1% 0.1
実質民間企業設備 (対前年度伸び率) (寄与度)	603,261 3.1% 0.5	649,864 4.8% 0.7	705,989 4.4% 0.6	648,763 3.8% 0.5	680,053 4.8% 0.6	688,050 1.2% 0.2	715,444 4.0% 0.5	714,438 -0.1% -0.0	738,272 3.3% 0.5
実質公的固定資本形成 (対前年度伸び率) (寄与度)	417,039 6.7% 0.6	350,705 -6.1% -0.5	241,128 -6.7% -0.3	207,145 -6.4% -0.3	200,543 -3.2% -0.1	202,642 1.0% 0.0	223,531 10.3% 0.5	215,300 -3.7% -0.2	195,926 -9.0% -0.4
実質在庫品増加 (対前年度伸び率) (寄与度)	12,911 -241.5% 0.6	3,408 -110.2% 0.8	8,072 -46.3% -0.1	-1,357 -97.3% 1.1	-12,854 847.2% -0.3	-12,866 0.1% -0.1	-36,660 184.9% -0.4	-17,514 -52.2% 0.4	-33,069 88.8% -0.3
実質財貨サービスの純輸出 (対前年度伸び率) (寄与度)	-45,087 596.5% -0.6	-20,874 102.6% 0.0	83,487 56.0% 0.6	168,485 43.8% 0.8	119,646 -29.0% -1.0	84,026 -29.8% -0.8	73,270 -12.8% -0.5	111,573 52.3% 0.7	143,929 29.0% 0.6
名目GDP (対前年度伸び率)	5,045,943 1.8%	5,108,347 0.8%	5,053,494 0.5%	4,802,325 1.3%	4,739,048 -1.3%	4,744,766 0.1%	4,831,279 1.8%	4,896,730 1.4%	5,020,240 2.5%

注) 2013年度までは内閣府「国民経済計算」より。

(担当：研究員 河井 佳人、林田 宏大、吉岡 幸一郎、中西 慎之介、森田 素久、矢吹 龍太郎、菅原 克典、梶川 丈夫、中尾 忠頼、小田 雅哉、栗山 直之)

### Ⅲ. 建設関連産業の動向 —防水工事業—

今回の建設関連産業は、防水工事業の動向について概観し、今後の課題や展望について考察します。

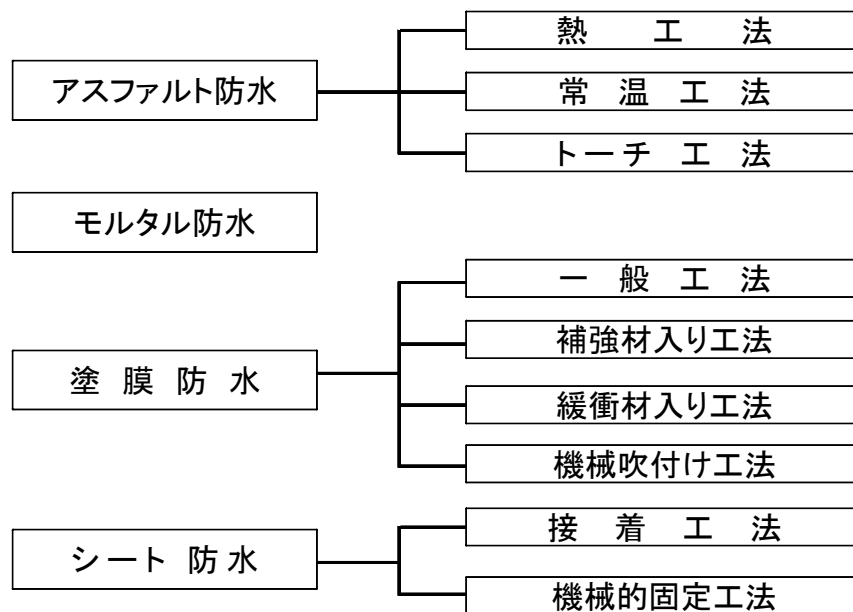
#### 1. 防水工事業の概要

防水工事とは、十分に整えられた下地の表面に、種々の材料を用いて、長期にわたり防水機能・性能を持った層を「張る・塗る・取り付ける」などして、用途機能に応じた屋根または屋上等をつくる工事のことである。

建設業法許可 28 業種の工事内容と区分を示した国土交通省の告示<sup>1</sup>においては、アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事と定義付けされており、その他の工事種類として、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事が挙げられている。

なお、それらのうち、主な防水工事の内容は、次の通り（図 1）である。

図 1 主な防水工事の種類と工法



#### ○アスファルト防水

溶融釜を用いて溶融したアスファルトとルーフィングを、交互に数層重ねて密着させ、防水層を構成する積層式熱工法。熱工法、常温工法、トーチ工法などがある。実績が多く最も信頼性の高い工法。

<sup>1</sup> 昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号

### ○モルタル防水

モルタルに防水用混和剤（珪酸系、塩化カルシウム系、脂肪酸アルミニウム、合成 ゴムエマルジョン系）を混ぜ、左官工法により連続した防水層を形成する工法。

### ○塗膜防水

ウレタンゴム、変性ウレタン、ポリエステル、ゴムアスファルト等の 1～2 成分形の液状塗膜防水材料を、そのままあるいは補強材・緩衝材などを張り付けながら、一定の厚さに塗布または吹付ける工法。一般工法、補強材入り工法、緩衝材入り工法及び機械吹付け工法がある。

### ○シート防水

合成ゴム系シートや合成樹脂系シート 1 枚を、接着剤や固定金具を用いて下地に固定する工法。接着工法と機械的固定工法がある。

国土交通省の「建設業許可事務ガイドライン<sup>2</sup>」では、防水工事に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。また、防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能とされている。

## 2. 業界動向

防水工事業の業界動向について、

- (1) 許可業者数
- (2) 完成工事高
- (3) 防水材出荷量

の 3 つの観点から考察してみることとする。

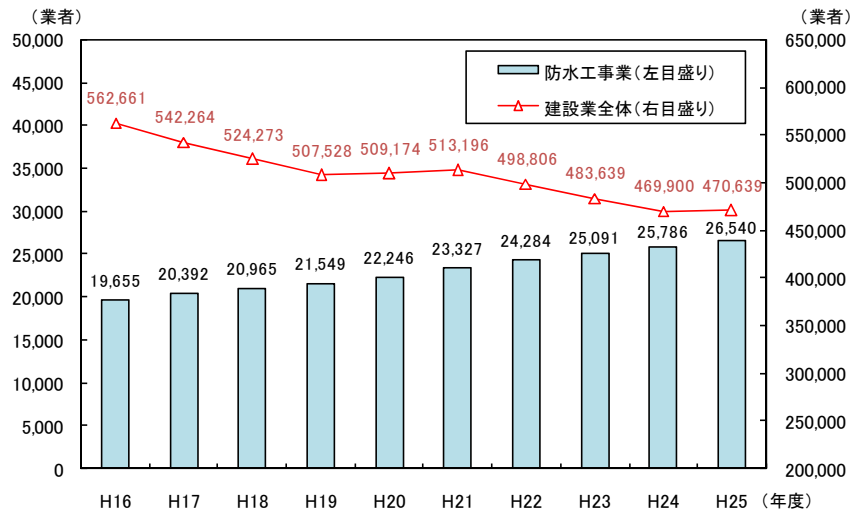
### (1) 許可業者数

国土交通省「建設業許可業者数調査」によると、平成 25 年度の防水工事業の許可業者数は大臣、知事の両許可をあわせた累計で前年度比 2.9%増の 26,540 業者となっている。直近 10 年間の推移（図 2）を見てみると、建設市場の縮小を受けて、建設業全体では年々減少傾向にあったところ平成 25 年度で微増したのに対し、防水工事業では毎年コンスタントに増加しており、ここ 10 年で約 1.4 倍に増加している。

一方、図 3 は、建設業許可を受け、かつ、年間の工事実績がある防水工事業業者数の推移を示したものである。平成 17、21、23 年度を除けば、概ね横ばいで推移しており、平成 25 年度は前年度比 8.8%増の 2,754 業者であった。

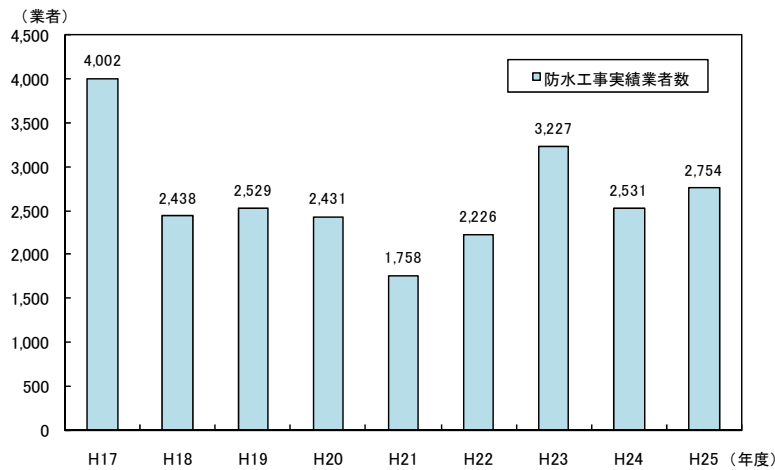
<sup>2</sup> 平成 27 年 1 月 30 日 国土建第 246 号

図2 防水工事業と建設業全体の許可業者数推移



(出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査」

図3 防水工事実績業者数の推移



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

(2) 完成工事高

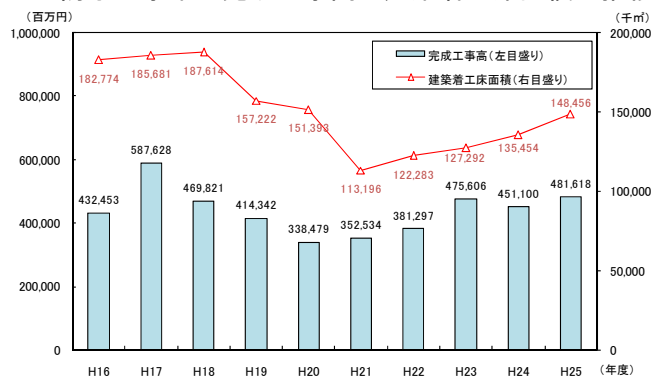
国土交通省「建設工事施工統計調査」によると、平成25年度の防水工事業の完成工事高は4,816億円となっている。建設業全体の完成工事高は、82兆1,861億円であることから、防水工事業の完成工事高が、建設業全体に占める割合は0.6%程度であることがわかる。

図4は、直近10年間の建築着工床面積と防水工事業の完成工事高の推移を比較したものである。両指標は概ね整合性のとれた動きをしていることがうかがえる。建築着工床面積は、平成19年度以降減少傾向であったが、現在は平成21年度を底に緩やかな回復基調で推移している。

防水工事業の完成工事高は、ピークとみられる平成17年度以降減少となるも、平成20年度を底に緩やかな増加傾向にある。平成25年度はピークの平成17年度に対して82%の水準である。



図4 防水工事業の完成工事高と建築着工床面積の推移

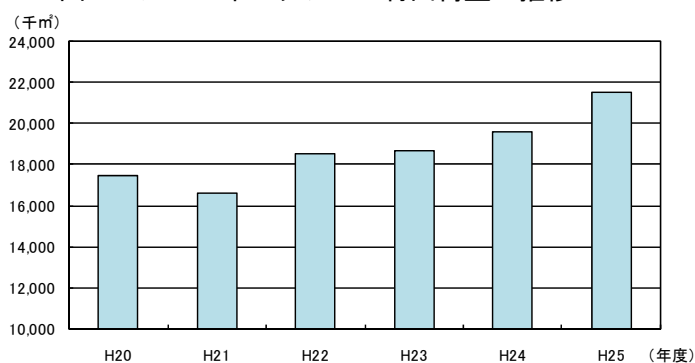


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」、「建築着工統計調査」

(3) 防水材出荷量

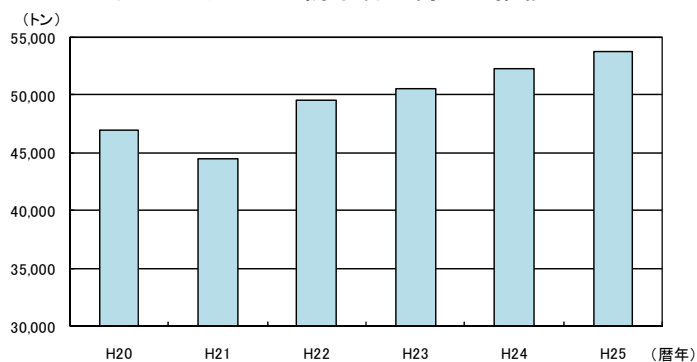
図5、6は、ルーフィングシート材とウレタン防水材の出荷量推移を示したものである。ルーフィングシート材はシート防水工法において、ウレタン防水材は塗膜工法において使用されており、両防水材とも代表的な2工法で使用されている材料である。平成22年以降、ルーフィングシート材、ウレタン防水材ともに増加傾向にある。

図5 ルーフィングシート材出荷量の推移



(出典) 合成高分子ルーフィング工業会ウェブサイト

図6 ウレタン防水材出荷量の推移



(出典) 日本ウレタン建材工業会ウェブサイト

### 3. 今後の課題と展望

一般社団法人全国防水工事業協会は、防水工事業における技術者・技能者の育成を目的として、平成 13 年度から『防水施工管理技術者認定制度』、更に平成 19 年度から『防水基幹技能者認定制度』をそれぞれ実施している。

『防水施工管理技術者認定制度』は施工管理社員を対象としており、その主たる目的は、防水工事に関する豊富な経験と知識を有する者を公正に評価することにより、防水施工管理における優秀な技術者を育成することとされている。平成 13 年の開始から現在にいたるまで、Ⅰ種とⅡ種を合わせ、計 538 名が『防水施工管理技術者』として認定されている<sup>3</sup>。

また、『登録防水基幹技能者』は、上級の職長として位置付けされ、防水工事における基幹的な技能者の育成を図ることが目的とされている。平成 20 年 4 月の建設業法施行規則の改正により、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は登録基幹技能者として認められ、経営事項審査において加点評価されるようになった。同協会は、平成 20 年度より「登録防水基幹技能者認定講習」を実施、その結果、現在まで 1,060 名の登録防水基幹技能者が誕生している<sup>4</sup>。

登録防水基幹技能者には、技能士という立場を超え、工事の効率化、品質・安全を含めた現場管理を実現すべく、防水施工管理技術者の意向を十分に把握した上で、現場のゼネコン担当者との調整役となることが期待されている。工事の効率化はコストの削減、品質・安全の向上は顧客満足度や信頼性の向上というように、様々なメリットの創出が期待される。

しかし一方で、これら資格に対する経営者の意識改革や、発注者や元請企業も含めた資格取得者に対する適切な評価・処遇の設定といった、運用上、改善を要する事項も存在するとみられ、こうした課題について、個人や企業レベルではなく、業界全体として解決に取り組み、資格制度の周知に努めることが重要と思われる。

今後、上記制度の活用を含め、防水施工の技術・技能の維持・向上を図ることにより、業界全体が活性化されることを期待したい。

(担当：研究員 森田 素久)

<sup>3</sup> 平成 27 年 3 月 17 日現在 一般社団法人全国防水工事業協会ウェブサイト

<sup>4</sup> 平成 27 年 3 月 31 日現在 一般財団法人建設業振興基金ウェブサイト

### 講演会のご案内

我が国の建設業は、現在大きな岐路に直面しており、今後国内、海外ともに新たな展開戦略を構築していくことが急務となっています。国内においては、100万人の大量退職時代を目前に控え、若年労働者の確保が喫緊の課題となっており、魅力ある産業づくりに向けて業界を挙げた取り組みが進められています。また、目を海外に転じると、アジア諸国を中心として旺盛なインフラ投資が進められており、我が国政府においても、そうした需要を取り込むべく海外へのインフラ輸出を積極的に展開しています。

今回の講演会では「建設産業の将来展望～国内及び海外のチャレンジ」と題して、前半では、(一社)日本建設業連合会の山本徳治常務理事に「再生と進化に向けてー建設業の長期ビジョンー」をテーマにお話しいたします。また後半では、石井喜三郎国土交通審議官、(株)海外交通・都市開発事業支援機構の河田浩樹シニア・ダイレクター、在外公館で建設アタッシュとして勤務されていた増田圭前インド大使館参事官、古本一司前インドネシア大使館一等書記官に「我が国のインフラ輸出戦略と海外市場の最新動向」をテーマにお話しいたします。

ご多用中とは存じますが、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時 : 平成27年6月12日 (金) 13:00～16:00

会 場 : 〒104-8438 東京都中央区築地5丁目5番12号

浜離宮建設プラザ 10階大会議室

主 催 : 一般財団法人 建設経済研究所

講演会事務局 (担当: 荒井、米沢) Tel 03-3433-5011

入場料 : 無料

参加証 : 参加証は発行いたしません。当日受付にて参加申込書か名刺をお渡し下さい。

定 員 : 200名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

#### 《お申し込み方法》

当研究所ホームページ (<http://www.rice.or.jp/>) の参加申込書に必要事項を記入の上、6月5日 (金) までに事務局までFAX頂くか、当研究所ホームページ (お問い合わせ <http://www.rice.or.jp/contact/index.html>) にお名前・御所属・講演会参加希望と明記の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

(担当: 研究員 吉岡 幸一郎)